

## 6 自治体ジェンダー統計分析書の現状と今後の充実に向けて

伊藤陽一\*

### はじめに

報告は、都道府県のジェンダー統計(以下 GS ; Gender Statistics)書を検討し、今後の充実に向けての提案をする。

1990年代以降の日本での男女共同参画社会形成に向けての多様な動向は、国際的な男女平等に向けた動きの下での国内での住民運動、女性運動、研究・論議の拡大を背景にしている。中央レベルでは1999年に「男女共同参画社会基本法」が発効し、「男女共同参画基本計画(第一次)」、2005年12月に「第二次」が策定され、計画の実施が求められている。

この過程で男女共同参画に関わるGSが、現状分析、政策形成、政策評価の全過程で必要とされてきた。これに対応して報告者は、特に中央レベルでのGSの強化に関わって、男女共同参画会議の専門調査会での報告書作成に参加して方向を打ち出し、『NVEC 男女共同参画統計データブック』の2003年版、2006年版によって、不完全ながら、最低限必要な作業を終えた。

報告者は、社会をあげて男女共同参画社会に向けた動きを強化するためには、中央レベルでの共同参画論議の活発化、共同参画計画の実施とともに、これらの動きを下から支える地方自治体(都道府県、政令都市、市区町村)での動向が極めて重要であるとみる。

地方は、国民がその生活を展開する場=空間であり、生活の中での男女共同参画の在り方が具体的に問われ、これに向けての前進と抵抗が実際に拮抗する場であり、中央で提起された諸方針・方策が、具体的に実施される場である。しかも、男女共同参画に向けての進捗状態は表1、図1と図2<sup>1)</sup>に示したように地域によってかなり違う。求められることは、各地域の関心ある市民のグループが主体的に議会と行政の担当部署に働きかけ、地域の特性に照らしながら、各地域に根ざした形で、活動を展開することである。そして、ジェンダー問題をめぐる地域の特性や活動方向の検討は、地方GSデータの検討を通じてはじめて可能になる。東京都や神奈川のGS分析書の作成の他、若干の自治体でのGS学習会に参加し、また地方統計に関心を寄せてきた報告者が、中央レベルに続いて、地方自治体GSの全体的検討に着手する所以である。

報告者は、2001-02年に科学研究費プロジェクトの一環として、地方GSについての調査・研究を行い、2001年の中央大学総会で報告した。今回は、2006年2月以降現在も継続する

\*法政大学経済学部/日本統計研究所

<sup>1)</sup> 表と図はいずれも内閣府編(2002)『平成14年版 男女共同参画白書』。この版は冒頭の第1部序説に「都道府県別に見た男女共同参画社会の形成の状況」があり、関連統計と分析もある。

表1 都道府県別にみた議会における女性議員割合，管理的職業従事者の女性及び育児期の女性労働率

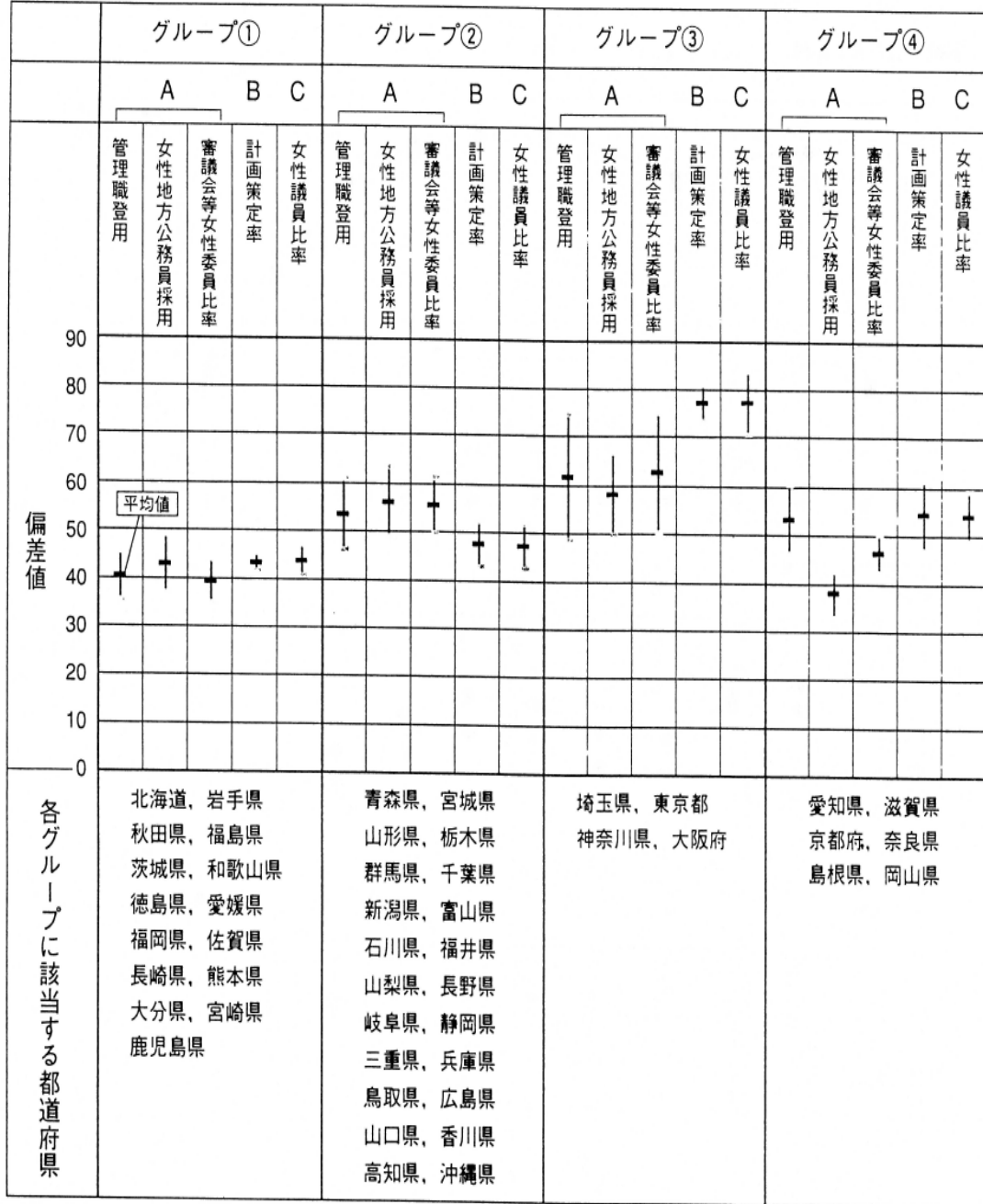
①地方議会における女性議員割合(市区・町村の計)(%)	②管理的職業従事者の女性割合 (%)	③育児期 (30～39歳)の女性労働力率 (%)	
東京都	20.1	山形県	76.2
神奈川県	17.3	富山県	72.4
大阪府	14.6	鳥取県	72.4
埼玉県	14.2	福井県	72.3
京都府	10.6	島根県	72.2
愛知県	9.0	新潟県	71.6
兵庫県	9.0	石川県	71.3
滋賀県	8.7	高知県	71.2
千葉県	8.6	秋田県	70.6
奈良県	8.1	岩手県	69.1
福岡県	7.6	熊本県	68.1
長野県	7.2	宮崎県	67.9
三重県	7.1	佐賀県	67.5
高知県	6.6	福島県	67.1
静岡県	6.4	青森県	66.4
岐阜県	6.3	長野県	63.9
栃木県	5.6	長崎県	63.5
広島県	5.6	香川県	63.5
島根県	5.5	徳島県	63.4
岡山県	5.5	大分県	62.0
山口県	5.5	沖縄県	61.9
茨城県	5.4	山梨県	61.6
沖縄県	5.4	岐阜県	61.5
北海道	5.2	鹿児島県	61.5
和歌山県	5.1	岡山県	61.4
鳥取県	5.1	静岡県	61.3
香川県	5.1	宮城県	61.1
群馬県	4.8	山口県	60.9
徳島県	4.7	三重県	60.6
富山県	4.6	栃木県	60.6
新潟県	4.4	群馬県	60.3
山梨県	4.4	愛媛県	59.5
佐賀県	4.3	広島県	59.4
大分県	4.3	福岡県	59.2
石川県	4.0	東京都	58.3
宮崎県	3.9	茨城県	57.4
福井県	3.7	北海道	57.4
宮城県	3.6	愛知県	56.8
岩手県	3.5	京都府	56.5
鹿児島県	3.4	滋賀県	56.2
青森県	3.2	和歌山県	55.5
長崎県	3.2	千葉県	53.3
秋田県	3.0	埼玉県	52.6
愛媛県	2.9	兵庫県	52.1
熊本県	2.9	大阪府	51.7
福島県	2.8	神奈川県	51.2
山形県	2.7	奈良県	48.3
		秋田県	2.2

注： 表1は、①の上位2都県（大都市圏である東京都、神奈川県）と③の上位2県（地方圏である山形県、富山県）

原出所：①については内閣府調べ(平成13年)，②，③は総務省「国勢調査」(平成12年)

出所：『平成14年版男女共同参画白書』

図1 地方行政の類型化



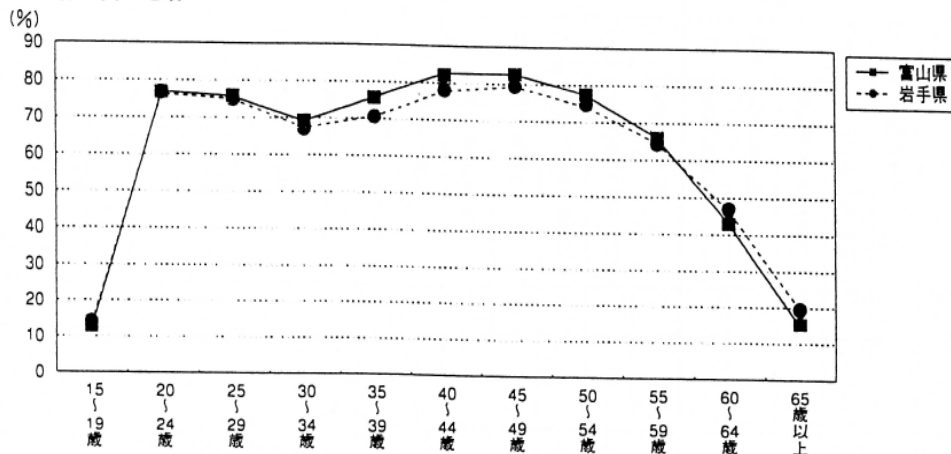
注：A：県レベルの行政が直接対応するもの  
 B：市町村レベルの行政が直接対応するもの  
 C：当該地域の民意が反映するもの

原出所：内閣府調べ

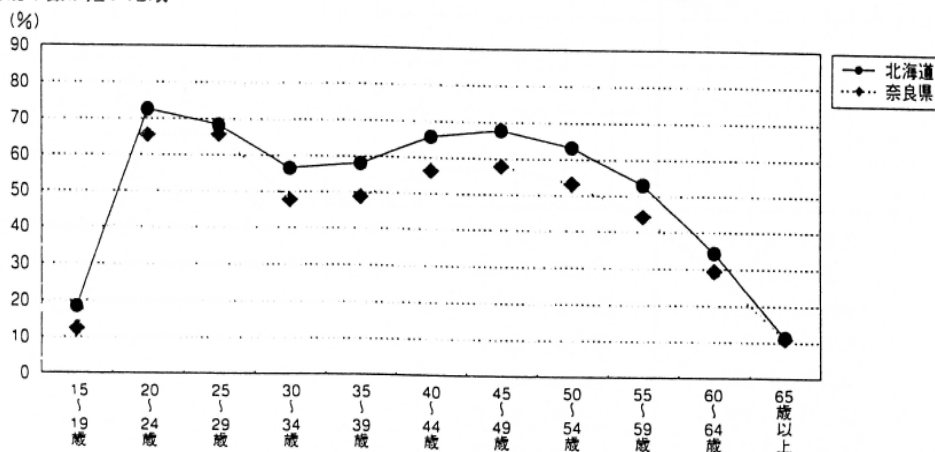
出所：『平成14年版男女共同参画白書』

図2 M字型カーブと離職の理由の比較

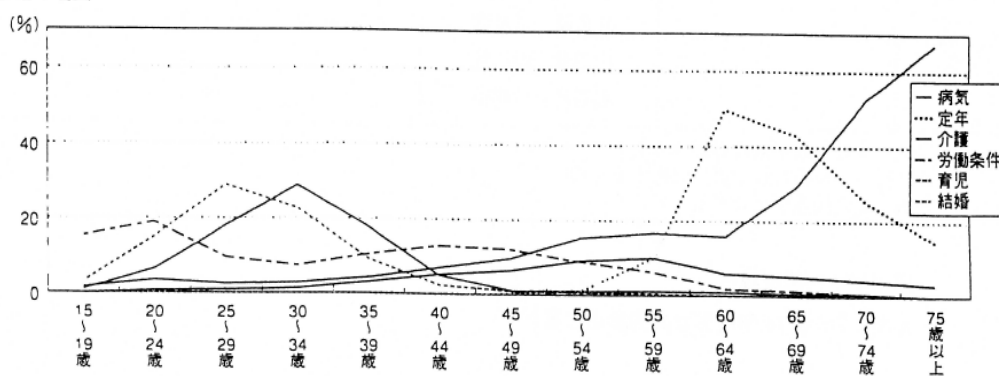
(1) 勤続年数が長い地域



(2) 勤続年数が短い地域



(3) 離職の理由



注：(1) 及び (2) は女性の年齢階級別労働力率, (3) は過去5年間に離職した女性の離職理由別構成割合

原出所：総務省「国勢調査」(平成12年), 同「就業構造基本調査」(平成9年)

出所：『平成14年版男女共同参画白書』

調査・研究の概要を中間報告として示すものである。

自治体 GS 書については、当該自治体の男女平等に向けての調査・研究や啓蒙活動とこれに伴う諸種出版物の全体の中での位置と意義に照らした検討が必要である。しかし、ここでは、いきなり、GS をまとめて提供すること（GS 書、あるいは GS の一括提示部分があること）が必要であることを前提する。

報告は、1. 自治体 GS 書調査の背景と調査方法、2. 調査の整理結果－形態的特徴、3. 内容の検討－統計指標体系（分野分類・配列）と選択指標（分野内）、統計表・統計図の適切性と書物のつくり、4. 計画の実績評価と共同参画関連予算をめぐって、5. 地方 GS 書の今後の充実に向けて幾つかの提案、6. 今後の研究課題、の順序で行う。

## 1 自治体 GS 書調査の背景と調査方法

### 1.1 自治体 GS 書の作成の背景と経過

(1)自治体 GS 書は、1990 年代から一定程度作成されてきた。しかし、全自治体にわたっての幾つかの共通性をもって作成されるようになったのは、1999 年の男女共同参画社会基本法以降である。「男女共同参画社会基本法」の第 9, 14, 15 条等【添付資料 1】は、1. 都道府県は男女共同参画基本計画を定めるべきこと、2. 総合的かつ長期的な男女共同参画社会の形成に関する施策の大綱、推進のための必要な事項、を定めるものとする、3. 市町村は国と都道府県の参画計画を勘案して、基本計画を定めるよう努める、4. 計画を定め、変更したときは 遅滞なく公表しなければならない、とうたった。

(2)これに対応して、都道府県には、共同参画条例、参画基本計画が制定され、この計画にそって基本政策その他が定められ、その実施状況の評価も開始されている。地方の参画基本計画は、中央政府の男女共同参画基本計画（第一次：11 分野、第二次：12 分野。第二次では、12 番目に「新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」が新設され、(1)科学技術、(2)防災、(3)地域おこし、まちづくり、観光、(4)環境、が掲げられた）を前提した上で、計画項目の配列は、さらに集約したり、順序も異なるなど多様である。これに対応する機構としては、男女共同参画会議、担当事務部門（男女共同参画室など）【これと平行して「男女共同推進会議」がある場合もある】が形成され、（行政での担当部門以外に、これと連携して「男女共同参加センター、女性センター」といった施設が設置されている【添付資料 2：例示：静岡 p. 146-147】）。

### 1.2 調査票の準備と調査

今日、自治体 GS の多くがウェブで公開されている。①これについて印刷・製本して事前の検討をし、②これら文書名等を書き込んだ調査票を用いて、GS 書作成の状況を問い合わせた。配布先は、都道府県の男女共同政策担当部署と共同参画センターの両方である。

③回収は、都道府県 47 中 42、政令都市 14 中 5 であった。④無回答自治体については、ウェブサイトの再チェックと東京都ウイメンズプラザおよび NVEC の図書室他での資料の有無を調べ、あるものについてはコピーする補完作業をした。⑤さらに、不明点については担当部署に問い合わせ中である。

作業は、(i)2005 年 12 月からの記入済み調査票用意、(ii)2006 年 2 月(都道府県)－3 月(政令都市)に配布、(iii)2006 年 2 月－5 月に回収、(iv)以後 6－8 月に補完作業と、内容の検討、問い合わせをしてきている。【添付資料 3：調査依頼書と調査票】

## 2 自治体 GS 書の形態的特徴

ウェブサイトからのダウンロード、紙形態の現物寄贈・購入で入手した自治体 GS 書について、まずその提供のタイプ、掲載内容、統計指標の体系、詳細度などについて集約整理したのが表 2 である。これを参照しながら、形態的特徴を指摘する。

### 2.1 掲載文書のタイプと提示形態

地方自治体は男女共同参画条例を持ち、これに基づいて男女共同参画計画(5～9 年)をつくり、ほぼ年次報告書(進捗度の評価)を作成している。ただし、新計画作成直後には年次報告書はないことがある。

GS 書は、2001 年時点では独立書として作られていたが、2006 年時点では、

- A. 大部分がこの年次報告書の中にふくまれる形をとっており、
- B. 一部は計画書の中に組み込まれており、
- C. まれに独立の冊子を作成している。
- D. GS[書部分が殆ど無いケースもわずかにある。

さらに、これらは今日では、その多くが自治体のウェブサイトに掲載されており、冊子あるいは文書の紙形態での印刷は少なくなっている。東京都の場合には、上述の C タイプにあたる『東京の男女平等参画データ』は、紙タイプの発行はないので、ウェブサイトからダウンロードしていただきたい、と回答される。

### 2.2 年次報告書の掲載事項

年次報告書は、以下の事項を掲載しうる。

①報告書の目的(多くの場合、当該自治体での男女共同参画の状況について多方面からの理解を得ることにおく)、②男女共同参画計画全体、③計画期間の数値目標、④年次実績、⑤年次の関連予算、⑥男女の現状を一般的にあるいは計画との関連での統計の表示－すなわち、GS 掲載部分、⑦当該地域の下位地域(都道府県の場合には、市区町村)での特に意思決定への参加状況、⑧男女共同参画年表、⑨用語説明、⑩その他、である。多くの

年次報告書ないし白書は、②～⑦を掲載している。

われわれが、さしあたり注目するのは③～⑦である。このうちの特に⑥が、GS計の中心内容であり、③、④は数値目標と実績評価の提示であり、⑤はいわばジェンダー予算関係の提示として、GS論議をより広く、政策との連携で語るときに、検討対象となるべきものである。

### 2.3 掲載されているGS統計・統計指標体系の類型

上の⑥部分に注目して検討する。

これら自治体GS書に掲載されているGSの体系には、

- (a)社会構成対応型（人口－世帯－労働－家計といった社会の基礎からの配列による。例は、『NWEC統計データブック』：あるいはECEGS体系）と
- (b)共同参画計画対応型（地域の共同参画計画・目標に対応して配列される）、
- (c)混合型（aとbのミックス）がある。

このうち、地方自治体においては、圧倒的に(b)の計画対応型が多い。

参画計画で提示されている中・小項目は地方を越えて類似しているが、これら項目のくり方、すなわち大・中分類とその配列は地方ごとに多様である。

例えば、長野県の「男女共同参画計画－パートナーシップながの21」は、4大区分、すなわち基本目標として、1. 意識啓発、2. 参加促進、3. 環境整備、4. 人権尊重の下に、13の具体的な目標と30の施策の方向をおいている。

他方で例えば大阪の「おおさか男女共同参画プラン」は、10大項目、すなわち、1. 社会的な意思決定への女性の参画拡大、2. 男女共同参画に向けての意識形成、にはじまり、10. 地球的視点での男女共同参画の推進、までの下に20の中項目をおいている。

### 2.4 提示GS表・図の数（詳細度）

これには

- A:非常に詳細〔図と表が100枚以上〕、
- B:詳細〔70～99〕、
- C:幾らか詳細〔40～69〕、
- D:簡易〔40未満〕がある。

ここでの統計表と統計図の数のカウントは、内容に立ち入ると、表と図の内容が同じである場合、1枚にまとめることができる内容が2枚になっている場合－女性表と男性表の別提示、当該自治体統計と参照のための全国統計とを同一表提示あるいは別表提示があり、さらに当該自治体の統計ではなく全国統計で代替している場合などがあり、単純ではない。ここでは内容に立ち入らずに、ほぼ単純に枚数でカウントした。

表 2 地方政府(都道府県,政令都市)におけるジェンダー統計書

都道府県名	I	II			III			IV	V GS書掲載文書あるいはGS文書名
		①	②	③	①	②	③		
北海道	Plan	D	1	31	○			*	北海道男女平等参画基本計画(H14.3)
	Ind	A	45	156					データでみる北海道の男女平等参画2004(5年毎)
青森	AR	B	62	18	○	○		*	平成17年版青森県の男女共同参画の現状と施策 概要版
岩手	AR	D	21	10	○	○			H17年度岩手県男女共同参画年次報告書
宮城	AR	A	51	49	○	○		*	平成17年度宮城県における男女共同参画計画の現状及び施策に関する年次報告
秋田	AR								■平成17年度年次報告書あきたの男女共同参画
山形	AR	C	27	30	○	○		*	平成17年度山形県男女共同参画白書
福島	AR	C	11	55	○	○		*	福島県男女共同参画推進状況年次報告書 平成17年年度版
茨城	AR								■男女共同参画年次報告(H16)
栃木	AR	C	47	15	○	○	○	*	平成17年版 男女共同参画に関する年次報告
群馬	Plan	D	14	1	○			*	群馬県男女共同参画基本計画(第2次)2006年(2006-2010)
埼玉	AR	C		63	○	○		*	みんなですすめよう男女共同参画ー平成17年版年次報告ー
千葉	AR	A	51	115	◎	○		*	平成16年度千葉県男女共同参画白書
東京	Ind	A	102	101		○		*	東京の男女平等参画データ2006
神奈川	AR	D	7	24	○	○	○	*	平成17年版神奈川県の男女共同参画ー男女共同参画年次報告書
	Ind	C	25	25					神奈川の女性と男性のデータブック
新潟	AR	C	5	43	○	○	○		平成17年度新潟 新しい波 男女平等推進プラン推進状況
富山	AR	C	20	20		○		*	(平成14年度)男女共同参画社会の推進の状況及び男女共同参画施策の実施の状況についての報告書
	AR								■(平成16年度)男女共同参画社会の推進の状況及び男女共同参画施策の実施の状況についての報告書
石川	Plan	×							いしかわ男女共同参画プラン2001
福井	AR	C	28	28	○	○		*	福井県男女共同参画年次報告『平成17年度版』
山梨	AR	A	13	94	○	○	○	*	平成17年度山梨県男女共同参画年次報告書
長野	AR	C	13	29	○	○			男女共同参画社会づくりの推進状況、施策の実施状況(H17.9)
岐阜	Plan	D	6	4				*	岐阜男女共同参画計画(2004~2008)
静岡	AR	A	13	87	○	◎	○	*	平成17年度静岡県男女共同参画白書
	Ind	A	26	105	○			*	しずおか女と男のデータブック(平成18年)
愛知	AR	D	10	26		○		*	男女共同参画に関する年次報告書ー平成16年度年次報告ー愛知の男女共同参画
	Wsite	D	15	16				*	男女共同参画の参考資料
三重	Plan	D	0	28					三重県男女共同参画基本計画(平成14年3月)
	AR				○	◎		*	2005年(平成17年)三重県男女共同参画年次報告
滋賀	AR	D	3	23		○	○		滋賀の男女共同参画(進捗状況、統計で見る男女参画状況)
京都	AR	D	1	35	○				平成17年度 京都府男女共同参画に関する年次報告
大阪	AR	B	13	71		△	○		大阪の男女共同参画の現状と施策(平成17年11月)
兵庫	AR	A	29	158	○	△	○	*	平成17年度ひょうご男女共同参画白書
奈良	Plan	D	2	19		○		*	なら男女GENKIプラン(H18.3)
	Wsite	D	1	7				*	「なら男女共同参画プラン21」の推進状況(H17.11)
和歌山	AR	C	6	28	○	○	○	*	平成17年度版年次報告書「男女共同参画で描く新しいふるさと和歌山
鳥取	AR	C	3	61		○		*	鳥取県男女共同参画白書ー平成16年度
島根	AR	D	6	28	○	○	○	*	平成17年度版しまねの男女共同参画年次報告
岡山	AR	C	45	45	○	○	○	*	岡山県男女共同参画に関する年次報告書ー平成17年版ー
広島	AR	C	10	39	○	○	○	*	平成17(2005)年版広島県の男女共同参画に関する年次報告
山口	AR	A	4	105	○	○		*	山口県男女共同参画白書(平成16年度実施分)
徳島	AR	D	2	14		○		*	男女共同参画施策推進状況報告、とくしま男女共同実行プラン推進状況報
	Ind	A							徳島の女と男データブック改訂版H15.3
香川	Plan	C	16	26		○	○		かがわの男女共同参画(平成16年7月)



愛媛	AR	A	2	103	○ ○ ○	えひめの男女共同参画 平成17年度版年次報告書	
高知	Ind	D	20	133	○	* 男女共同参画に関する苦情処理状況報告書(H17.3) データからみる高知の女性 男女共同参画社会づくりに向けて(H15.3)	
		A					
福岡	Plan AR	D	1	18		第2次福岡県男女共同参画計画(H18.3) ■福岡県男女共同参画白書平成16年	
佐賀	Plan AR	D	9	22	○	* 共同参画さがプラン2010 * 平成16年度佐賀県男女共同参画の現状と施策2004	
		D					12
長崎	Plan	D	1	7	○	* 長崎県男女共同参画基本計画(H15.3) ■平成17年度長崎県の男女共同参画の現状と施策(H17.2)	
熊本	AR	C	25	39	○	* 平成16年版熊本男女共同参画白書	
大分	Plan AR	C	13	34	○	* おおいた男女共同参画プラン(H18.3) * 平成16年版おおいた男女共同参画プラン年次報告	
		A					37
宮崎	Plan AR	D	34	28	○	* みやざき男女共同参画プラン(H14から9年間) 平成17年度版 宮崎県男女共同参画の現状と施策	
		C					28
鹿児島	AR	A	42	75	○	○	平成17年度 かがしま男女共同参画の状況
沖縄	Plan	×	0	0		* 沖縄県男女共同参画計画DIEGOプラン	
札幌	Ind	B	6	90		札幌市共同参画データブック2006年	
仙台						* 男女共同せんだいプラン2004(平成16年度の進捗状況)	
さいたま						* 平成17年度版「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」年次報告	
千葉		C	2	51	○	* ちば男女共同参画計画・新ハーモニープラン(平成17年度～27年度)	
横浜	B				○	* 横浜市男女共同参画年次報告	
					○	* 横浜市男女共同参画行動計画(生き生き未来計画)	
川崎	Ind	B	34	62		かわさきの男女共同参画データブック(2006)	
静岡					○	* 平成16年度静岡市男女共同参画行動計画進ちょく状況報告書	
						* 男女共同参画行動計画に係る評価指標	
						* 静岡男女共同参画行動計画 成果のミカタ 静岡市の男女共同参画度を測る指標について	
名古屋	Ind	C	57			平成16年度男女共同参画白書(男女共同参画プランなごや21推進状況報告書別冊)	
京都						▼	
大阪	Ind Plan	C	8	46		女と男のデータブック 男女共同参画統計資料集 平成16年	
		D			12	22	
堺						▼	
神戸						平成17年度神戸市男女共同参画年次報告書	
広島						* 広島市男女共同参画基本計画(2003)	
北九州						▼	
福岡	Ind	A				2005年度版福岡市男女共同参画データブック	

注 1)第一に、年次報告書あるいは独立したGS書を示し、それらが無い場合に計画そのものを調べた。

政令指定都市15誌についての調査は途上にある。▼は調査未着手。

2)I (i)Plan: 計画, (ii)AR: 年次報告, (iii)Ind: 独立のGS書あるいは冊子。

3)II ①統計表と図の枚数。A: 100以上, B: 70-99, C: 40-69, D: 39枚以下。統計・統計指標数ではない点に留意が必要。

上記のA-Dは都道府県に関する評価グレードである。都市についてはB→Aと一段下げたグレード評価が必要かもしれない

②統計表の数。③統計図の数

4)III 付録等への掲載事項。

①都府県下の地域(市、区、町、村)のGS。

②数値目標あるいは実績、実績評価。

③男女共同参画関係予算。

5)IV \*: ウェブサイトに掲載。

6)■: 未入手。

## 2.5 文章的解释の有無

さらに、a. 統計表・図のみの場合、b. 解説が簡単にある場合、c. 解説が丁寧である場合などにわかれる。過半数は、b. 簡単な解説が付されているタイプである。

実は、当該地域の人口や経済、そして男女共同参画社会形成に向けての進展度についての特徴が、読者としては予備的に是非とも欲しいところである。この点は、中央政府の参画計画に右倣（なら）えして、統計を示して、高い・低い、を語るだけでなく、当該地域の男女共同参画を国や他の地域に先んじて進めるためには、是非とも必要なことである。しかし、当該地域の特徴を語っている書物はごく少ない。静岡県のH17年度白書に簡単な検討がある。

## 3 自治体 GS 書の内容的検討

自治体 GS 書の内容に幾分か立ち入って県と上緒加える。注目するのは分野分割と統計指標の配列、選択されている指標の妥当性、統計表・図の提示における弱点、GS 書のつくりにおける不足点である。都道府県や政令指定都市の男女共同参画部署と関連会議、さらに研究者も参加してのこれら GS 書には、さまざまな相違・工夫があり、われわれも多いに学ぶところがある。これらの成果は改めての機会に列挙・評価することにして、今回の報告ではかなりの GS 書にみられる問題点・弱点の指摘を主にする。

### 3.1 統計指標体系(分野分類・配列)と選択指標(分野内)

**3.1.1 統計指標体系(計画対応型と社会構成対応型)** 今日の地方 GS 書が提供する統計体系は計画対応型である。この場合、政策・計画と現実の状況を対比していくとによって、政策・計画の対象を絶えず確認し、また効果をみていくことができる。地方、計画にそくしているために、当該地方の人口や世帯の動向、さらに就業者の産業構成など、地域の経済・社会を理解するうえでの基礎部分がなく、また住民生活の多くの部分—労働や社会保障・福祉—が、地方の管轄でないとして、統計表示から漏れてしまうことがある。このうち、人口や世帯等については、かなりの統計書が基礎データとして人口部分を補足的に提示している。

一方で、社会構成型とは、『世界の女性』、UNECE の GS サイト、日本の NWEC/伊藤編『男女共同参画統計データブック』での体系である。その地方について基礎的部分から積み上げ、かつ生活の大部分の分野をとりあげることにとって、もれがなく、更に計画・政策が看過している問題にも目を配ることができる。しかし、この型は、計画・政策との対応をどう示し、計画の実施と評価をどうするか、が問題になる。

社会構成型については、計画との対応を別途示す、あるいは計画にそくした数値表を添付するなどの工夫がありうる。

表3 ジェンダー統計指標の分野分類諸例

	A: 北京行動綱領	B: 参画基本計画(二次)	C: UNECE	D: NWEC データブック
1	女性の貧困	政策・意思決定過程への女性の参加	人口	人口
2	教育・訓練	社会制度・慣行の見直しと意識改革	家族と世帯	家族と世帯
3	保健サービス	雇用等分野での均等機会と待遇確保	労働と経済	労働力と就業
4	女性への暴力	農山漁村における共同参画の確立	教育とコミュニケーション	労働条件
5	占領下、軍事紛争下の女性	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	公的生活と意思決定	生活時間と無償労働
6	経済構造・政策、生産活動	高齢者が安心して暮らせる条件整備	健康	家計と資産
7	権力・意思決定	女性に対する暴力根絶	犯罪と暴力	教育と学習
8	地位向上のための機構	生涯を通じた女性の健康支援	一般的指標	社会保障と社会福祉
9	女性の人権	メディアにおける女性の共同参画の推進		健康と保健
10	通信システム、メディア	共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実		安全・犯罪と暴力
11	自然資源管理・環境	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献		意思決定
12	女兒の権利への差別と侵害	新たな取組を要する」分野での共同参画(科学技術、防災、地域おこし・街づくり・観光、環境)		意識調査

出所) A, B 男女共同参画局ウェブサイトに掲載

C・伊藤陽一訳・著(2001)「ECE 地域におけるジェンダー統計ウェブサイトの構築－関係報告書の翻訳と論評－」『統計研究参考資料』No.75 所収の最終報告書

D 独立行政法人国立女性教育会館(2006)『男女共同参画統計データブック－日本の女性と男性 2006』ぎょうせい

### 3.1.2 体系の分野分割と配列

ジェンダー関連問題と分野分割に関しては、北京行動綱領の12重大分野、UNECEの分野分類、NWEC統計データブックを列挙して検討の足がかりにしよう。これを表3に示した。である。

(1)分野分割 Aは開発途上国を強く念頭においている。Bは日本についての政府サイドの最新のジェンダー問題に向けての計画関連分の区分、Cはヨーロッパ・北アメリカについて、Dは日本の最新の独立したGS文書、である。

自治体の共同参画計画が前提にしていると考えられるBの分野区分も疑義なしとしない。暴力と健康では女性対象にされている一方で、高齢者という階層がでてくる。雇用と自営業を対比しているのか、都市自営業は捨象されて、農山漁村が1項目となっている。社会制度・慣行の見直し・意識改革は、全分野で、意思決定への女性の進出等を経て進められるものである。

さて、分野区分が7つと少ないC:UNECEでは、人口、世帯、労働・経済、教育、意思決定、健康、犯罪・暴力がある。D:無償労働、家計、社会保障・福祉を独自にとりあげている。

このうちの特にジェンダー問題での家事労働の重要性―性別役割分担―を考慮すると、無償労働は独立して論じうるし、場合によっては家庭生活に、家計と社会保障・福祉をくぐることはありうるかも知れない。しかし、教育・学習、意思決定、健康、犯罪・暴力は職場と家庭生活の両方に及ぶ相対的に独立した分野であり、なお地方政府の政策対象になりうる分野である。したがって、これらをまとめることは、問題の独自性をあいまいにする可能性がある。報告者のは、政策・計画の大分類として少なくとも7以上10程度が必要なのではないかと考える。

**(2)配列** 自治体の共同参画計画そしてそれに対応するGS書は、Bに沿ってであろう、意思決定を冒頭に置くことが多い。確かに、議員や上級の地位の公務員の女性割合は共同参画推進にとって重要である。しかし、国民・住民の生活に照らすと、職場、家庭、地域での男女平等がどう進展しているかが、日々経験する重要事である。人口・家族についての基礎データを基礎に、労働(有償、無償―職場と家庭・地域)の場での平等をこれもまた基礎として把握していくことが順序をふんだ総合的な理解につながると考えられる。

以上の3.1での検討によって示唆するなら、①表3のC,Dの各領域は落とさずとりあげること、②大区分にまとめてしまわずに、それぞれを独立させてとりあげるべきこと、③人口・家族・世帯を基礎に有償労働・無償労働の順にとりあげていくことが望ましいこと、このことは、共同参画計画に対応した年次報告書以外に、静岡その他が行っているように、独立のGS書を用意して、以上の配列を考慮すること、独立のGS書を用意できず年次報告書所蔵のものである場合には、人口や家族・世帯、産業などの地域についての基礎データ部分を提供すること、を意味する。

**3.1.3 選択指標(分野内)の適切性** 指標選択では、第一に、男女共同参画に関する中枢的問題に関わる必要指標を採択し、第二にどれだけの数(詳細に)の統計・統計指標をとるべきか、が焦点になる。多くの自治体GS書は、かなりの中核的指標(合計特殊出生率、性、年齢別労働力率)を掲載しているが、例えば、無償労働時間部分を採用していない場合が多く、また一般に必ずしも詳細(90以上)ではない。

少し立ち入って労働関係に関して例示してみよう。この場合も、当該地方の人口や世帯構成、共働き(フルタイム、パートタイム別)世帯、合計特殊出生率等が他で示されていることを前提した上でのものである。

労働分野に関しては、性別役割分業を基礎にして、女性の就業(有償労働)進出には職場に大きな障壁があり、一方で家事・育児・介護という無償労働の多くを女性が担うという家庭での制約がある。年齢別労働力率のM字型分布になる。すなわち、結婚・出産に際しての離職であり、育児期後の再就業における不利、就業継続の場合の両立の困難等々である。

これら状況の立ち入った指標についての暫定的指標として、労働分野について、表4をかかげてみた。表の入手可能性欄に一部示してあるが、基本的には中央統計機関が実施して

いる国勢調査，事業所・企業調査，就業構造基本調査，社会生活基本調査，賃金構造基本調査など全国的大規模調査の都道府県編あるいは，都道府県別表章によりつつ，企業・事業所における両立支援の実施状況等は，必ずしも困難ではない独自調査によって，あるいは地方の業務統計によって入手可能なものが多い。

さて，これら必要指標にこれまでのGS書は対応してきたか。

第一に，これら統計指標のごく一部分をとりあげているにとどまる。

第二に，これら指標に関しては，全国レベルと地方レベルのそれぞれにおいて統計が入手できない場合がある。特に規模別とのクロスを中心に『NVEC 共同参画統計データブック』ですらもこれらを詳細にはとりあげていない。データの制約は，都道府県から都市へと小区域に下がるとともに大きくなる。

第三に，とはいえ，より強く問われるのは，性別役割分業の存在と，これを支える企業・地域・家庭の体制を確認し，これを克服するための両立支援等の手立ての開始・定着などに十分な関心を持ち，これらを統計で確認していこうとする問題意識は十分なのか，である。多方面のGS書が一般的にとりあげている指標について機械的に統計を用意するだけでなく，当該地域の特徴―職業と家庭を両立する生活の実情，阻害要因を一確認・観察して解決の手立てを発見するための統計分析，計画・政策の提起に役立てることが求められている。

第四に，以上に関わって，主要必要指標体系を提示し，データの入手可能性を都道府県，指定都市，市区，町村レベルで検討し，そして当面のGS統計書のモデル(案)を提示するのが，報告者たちの差し迫った課題でもある。

### 3.2 統計表・図の提示内容における弱点

上述の統計指標に関する統計図や統計表を提示している場合でも，統計利用者(専門的，および一般的)にとって，必要な(主に，また副次的に)指標が提供されていないために，統計を読み込むことができないという事態が多くある。統計図や統計表の提示の仕方における不十分性は，次項の3.4でふれることにして，ここでは提示されている統計内容の弱点にふれる。

**3.2.1 全国表・図による代替の弱さ** 当該地方を論じつつ，全国統計図や表で代替している場合がある。これは当該地方のGS分析とはいえないだろう。まず，(i)当該地方の統計を準備できる場合に全国統計で代替するのは安易といわざるをえない。(ii)当該地方の統計の入手が不可能な場合で，是非とも関連統計の提示が必要な場合にも，(イ)全国的傾向と地域の傾向が同一であろうという何らかの根拠をもって，(ロ)全国統計を使用していることを明示しながら，(ハ)分析・叙述にあたって，全国統計で代替している点への限界に注意を与えるべきである。(イ)～(ハ)への配慮を欠いている場合は少なくない。

**3.2.2 当該地方の単年のみの提示の限界―比較対象明示の必要** 当該地方のみの単

年のみの統計表・図の提示にとどまっている場合も多くみられる。「統計の生命は比較である」とも語られる。比較は全国あるいは類似地方との間の地域比較，時間的な推移の中で傾向をみるための時系列比較が必要である。全国平均の入手は容易であり，このために『統計でみる都道府県のすがた』など関連統計集がある。比較対象である地域の類似GS書を取り寄せることも可能である。時系列比較は，男女平等に向かって，あるいは目標数値に向かってどのような傾向にあるかを把握し，好転と停滞，悪化の要因，政策・計画の影響を把握するために，不可欠である。

**3.2.3 意識調査と客観事実調査の区別の必要とそれぞれの利用** 多くの地方はジェンダー問題に関連して幾つかの調査を行っている。大部分が標本調査である。ほとんどの地方で行われているのは，特に性別役割分担に関して（「女性の就業は結婚まで，出産まで，継続のどれが良いか」，「男性は仕事，女性は家庭，という考え方に賛成，反対」等から「男性が，職場，教育，家庭，地域で男性と女性のどちらが優遇されていると思いますか」）の調査である。さらに職場・地域・家庭での客観状況についての意識調査もある。一方で，多くの統計調査は職場，家庭，地域の実情に関して，事実か，事実資料に基づく回答であることを求め行われているのであって，人々がどう意識しているかには焦点をあてない事実調査である。これに対して意識調査は，住民がどう感じ意識しているかについてのものであり，客観的状況調査とは別個のものである。さらに意識は生活の実情に規定されるが，他方で教育・学習のほか，今日ではメディアなどの論調や傾向に大きく影響される。性別役割分担に関する人々の意識が，どのような制度・政策・慣習・教育・メディア・文化その他の背景に影響されて形成され，変化しつつあるかの検討は，客観的事実と意識を峻別した上で，その対応関係に注目する。

GS書の中には，このうちの後者の意識調査結果で，実情の説明を行っているものがある。しかし，これは住民が受け止めている状況であって客観的な事実でなない。両者は対応・一致もするが，ずれを持っていることがある。したがって生活諸分野の状況の叙述は，事実調査にまずは，基づくべきである。その上で人々がその状況をどう認識し，また賛否や望ましい・望ましくないという意識を持っているかは，意識独自のものとして重要である。事実調査データが無い場合，そして事実調査が難しい場合に，意識調査を通じての事実評価を利用することは，その調査自体がしっかり設計された手続きによっており標本数も大きく，したがって結果数字を一定程度信頼できることを前提して，意識調査結果によっていることを明示したうえで許されるし，推奨される場合もある。

報告者が意識調査として活用することで状況がより丁寧に把握できるとみているのは，先に労働分野の統計指標の【G】でとりあげたものである。ここでは繰り返さないが，職場・地域・家庭の諸条件と対比しながら，これら調査結果を利用すれば，重層的な説明を期待できる。

### 3.3 統計表・統計図の適切性と書物のつくり

ここでは、地域GS書に関して、統計書として必要な要件を備えるべきことがある。『NVEC 男女共同参画統計データブック』は、使用統計と統計書についての国際的基準である統計品質論に照らして幾つかの基準をおいて編集されている。それは書物のつくりと個々の統計表や図における統計の扱いに具体化されている。より直接的には「統計表と統計図の理解のために一凡例―」(pp. xvii-xix)に一般的な説明がある。詳細はこれらとこの書物全体での統計表・図の示し方に譲り、地方GS書を通覧して目立った幾つかの点だけの注意を喚起する。

**3.3.1 統計図と統計表の峻別** これは一部のGS書に限らないで、一般の統計を用いたテキストその他にも見られるのだが、「統計図表」1, 2・・・「統計表」と「統計図」を区分しない扱いである。統計表は基礎にあり、この内容を視角的に一目瞭然化するために図が描かれる。統計表にも情報量が多くかつわかりやすい表とそうでないものがあり、統計図にも独自の特性がある。統計教育では統計表と統計図の描き方と注意点に関する統計表・統計図論は是非とも必要である<sup>2</sup>。統計図は描き方次第で大小や増減を誇張して初心者<sup>2</sup>の錯覚をみちびくことがあるし、意識的な誘導もなきにしもあらずである。統計表と統計図は区分して示すべきである。図表として通している場合がごくわずかにあった。

**3.3.2 統計表や統計図が備えるべき諸点** ①統計表と統計図は番号を付ける、②タイトルを明示し、対象区域と特に対象年次を明示する、③単位を明示する、④注を示す。特に標本調査の場合には、表中あるいは注において標本の大きさを明示する、⑤出所について、白書などからの引用の場合も、原出所として、そもそもの統計調査名を明示すべきである。

**3.3.3 統計表における絶対数の明示** 統計表あるいは統計図には、割合・比率のみが示されている場合がある。割合・比率算出の基礎になっている統計の絶対数とともに与えられるべきである。基礎になる絶対数の大きさ次第で、割合や比率の安定性が異なるからである。特に、標本調査において回収標本数が少ない場合で、比率のみが採用されている場合がある。この場合にも標本の大きさを明示すべきである。

**3.3.4 概念・定義の明示** 統計や説明文章でとりあげられている概念が不明な場合がある。例えば賃金といった場合に、所定賃金、時間外手当、諸手当等のどの部類までを含めてのものなのか、時間当たり賃金とする場合に、分母(除数)とする労働時間とは、所定内時間、支払いありと支払い無しの所定外時間のどこまでを含めてのものなのか。政府統計においても、パートタイム労働については内容が異なる場合がある。これらに関して概念や用語については説明がしっかり与えられるべきである。

**3.3.5 当該地方の下位地域の状況の提示** 都道府県下の市区町村の地域特性と男女

<sup>2</sup> 伊藤陽一他訳(1998)『女性と男性の統計論』梓出版社(原著:B.Hedman & others(1996) *Engendering Statistics*, Statistics Sweden) 第5章

共同参画にかかわる取り組みと実績，特にデータの入手が容易な意思決定への参画状況が示されることで，当該都道府県に関してより具体的な把握と，市区町村の男女共同参画への前進をうながすことができる。

**3.4.6 文書のつくりにおける use-friendliness(説明その他)** 地方 GS 書のつくりに関しては，統計による説明と，付属的資料等がありうる。統計による説明では，統計が示す内容を関連統計とのつながりの中で，ジェンダー問題の現状をもたらしている原因や背景，そして影響などの脈絡を適確に示すことが望まれる。同時に内容の要点の何らかのまとめが必要だろう。その他に，当該地方の先人女性のコラムをふくめたケース（佐賀県）など幾つかの創意がある。付属資料的には，①用語説明，②年表，③共同参画条例・計画，④数値目標と実績，さらに計画実績の評価，⑤関連予算，⑥共同参画会議・計画担当・推進機関の体制の説明図，などが備わっていると便利である。

## 4 計画の実績評価と共同参画関連予算をめぐって

### 4.1 計画実績の評価

政策の実施状況の評価する動きは，政策の効率性を高め，また説明責任を明示すること等を目的として，1990年代の国際的な広がりとして，日本でも三重県を出発点とする地方自治体における採用の動きを背景にして，「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（行政評価法）【2001年1月制定，2002年4月施行】が定められた。これを受けて，地方の共同参画計画についても実績評価が行われ，そこでの数値目標とともに公表されるようになり，これが地方 GS 書部分をふくむ年次報告書に掲載されるようになった。この目標数値の設定と実績評価も，事実の直接的反映としての統計データではないが，統計等を利用しての目標数値の設定であり，また目標に照らしての実績評価であり，広い統計利用の一部である。これらも GS 書の一部として，その在り方が問われる。この政策評価の基礎となる「評価法」では「できる限り定量的に把握すること」と言い，その他でも統計データの使用が唱導されている<sup>3</sup>。

ここでは，この実績評価においてその是非はともあれ先端的作業に取り組んでいる静岡県を例として『平成17年度静岡県男女共同参画白書』において見てみよう。

#### 静岡県の検証・評価の概略

付属資料にみるとおり，これは内部評価と外部評価(隔年)のうち，内部評価である。この手順は以下のとおりである。①ここでは347項目の個別事業について，「事業評価」を目標達成度の3段階評価をふくめて行い，②これらを137の具体的施策にまとめて3段階の目標達成度と，基本的政策への影響度について点数付与を行う「第1次評価」，③施策の方

<sup>3</sup> 梅田次郎・小野達也・中泉拓也（2004）『行政評価と統計』日本統計協会



向 31 項目について、進捗評価を行う「第 2 次評価」、④基本的施策 8 項目について施策進捗度評価(5 段階評価)と目標数値への達成度評価(3 段階評価)によって全体的評価を行う「第 3 次評価」を経て、⑤5 段階のいずれかを与える「総合評価」からなる。そして、①～⑤の各段階にコメントが付されている。最終評価は 5 段階の真ん中の B=「ある程度の成果は認められるが十分でない」であった。

#### 静岡県による内部評価をめぐって

平成 16 年度のこの内部評価の方法については、静岡県の男女共同参画会議でもなお多くの論議があり<sup>4</sup>、いわば発展途上・試行錯誤の過程にあるといえるだろう。そこで委員が表明している問題点・疑義・提案は、この評価方法の弱点を指摘している。報告者なりにまとめて列挙してみよう。(i)設定した目標値の恣意性、根拠の脆弱性、ハードルが低いまま実績を自画自賛することになる、(ii)評価対象項目が多く、網羅的に過ぎる、特に重要な計画にしばりこむべきでないか、(iii)評価をする担当者の主観・考え方が入ってくる、(iv)評価が次のアクション、次の施策に関する戦略をだすことにつながるものであるべき、(v)評価の方法が複雑で県民にわかりづらい、(vi)この評価に県庁職員が半年分くらいの作業を費やしてしまっていて、評価のための評価になってしまっている、(vii)信頼度の高い、精度の高い、実態を的確に客観的に反映していく評価方法を見つけていく必要がある、等である。

静岡の評価はすべてを点数に還元したわけではないが、B マイナス評価といった最終結果を出すことは点数としての結論と類似である。これについては、「得られた数値に基づく機械的な処置を行う(ことは)、政策評価の本来的目的からかけ離れていることを認識すべきである」あるいは「本末転倒である」という指摘がある<sup>5</sup>。これは、上述の共同参画会議で指摘された(iv)に通じる点であり、次の引用に示されている点が求められていることを意味するだろう。

「総合評価は特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、政策の効果を明らかにするとともに、問題点の解決に資する多様な情報を提供することを主眼とする。……評価の内容として、以下の点が挙げられている。1) 政策・施策の効果の発現状況を様々な角度から具体的に明らかにする。政策・施策の直接的効果や因果関係等について分析。2) 政策・施策に係る問題点を把握し、その原因を分析。3) 政策・施策の目的妥当性を検討。4) 時々の課題に対応して、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、次のようなテーマを選択し、重点的に実施。一・社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの。・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの。・ 従来の政策・施策を見直して、新たな

<sup>4</sup> 静岡県男女共同参画会議議事録，第 13 回（05 年 8 月 29 日），第 14 回（05 年 12 月 19 日）ウェブサイトに掲載

<sup>5</sup> 上掲梅田他，p.142

策展開を図ろうとするもの。』<sup>6</sup>

## 4.2 男女共同参画関係予算

年次報告書に示される男女共同参画関係予算についても重要な数値資料として、広い意味のGSであり、GS書に掲載される部分としてふれておこう。これら予算は、GS部分が別個の書物あるいはサイトになっている場合には、GS部分と別個に提示されることもある。

さて、この男女共同参画予算は、ジェンダー問題を克服するための諸手段を遂行する上での資金の配分であり、克服諸手段、すなわち政策への優先度付与、資金を費消しての政策の進行状況、これによる影響、等の評価に関わる。

国際的には、1980年代オーストラリアでの試みが、やがて南アフリカ、そして英連邦に広がり、2000年代に入ってUNDPなどの重要な国連機関が重視する中で大きな広がりを見せている。日本では実際作業としては男女共同参画会議の専門調査会が影響調査として、男性稼ぎ主世帯モデルを前提とした歳入についての検討作業とJICAによるODA支出の評価作業を例外として本格的な着手はないが、国際論議を紹介する形で関心の広がりはある。これを紹介した翻訳と論評のしめくくりで以下のように述べた<sup>7</sup>「中央政府の複雑な予算の構成や予算編成過程に比較すると、地方自治体予算の構成と編成過程はより簡潔である。そして地方自治体の活動はすべて住民の生活空間そのものと重なり、直接的であり、またかなりのところ可視的である。そしてすでにふれたように、今日、都道府県ではほぼすべてにおいて男女共同参画予算が詳細項目にまでわたって公開されている。その多くは、地方の男女共同参画計画期間の年次報告書の中に、計画目標との対比その他をふくめて示されている。自治体予算の構造自体が国家予算ほど複雑ではなく、検討はより容易である。実際に、これまで住民運動からの予算検討・要求運動―自治体予算分析活動―がとりくまれてきた<sup>8</sup>。ここに、本稿でも紹介した国際的なジェンダー予算活動で開発された概念・手法を持ち込むことで、影響調査や評価をふくむより立ち入った検討が可能であろう」。ここでは地方GSに関連するものとしての地方の男女共同参画関係予算の検討に関する研究と運動が重要であることを指摘するにとどめる。

## 5 地方GS書の今後の充実に向けて幾つかの提起

以上の検討に基づいて、地方GS書の充実に向けて幾つかの提起をする。

<sup>6</sup> 上掲梅田他, p.89

<sup>7</sup> 伊藤陽一訳著(2006)「人中心の予算・ジェンダー予算(1)」『統計研究参考資料』(法政大学日本統計研究所)No.92. 主要論文の翻訳紹介と国際的経過の説明によってガイド的論文を示した。

<sup>8</sup> ①自治体研究社が古くから取り組み、自治体研究社(1967)、②最近では大和田一紘(2005)、③その他多くの地方自治体財政の解説書・分析方法書がでている。

### **(1) 地方 GS 書に関する継続的調査・分析の必要**

地方 GS 書の作成の状況は、前回と今回のわれわれの調査と分析によって、はじめて明らかになったものである。そもそも地方 GS 関連資料の収集がどの機関によっても行われなくなってきた。東京都ウイメンズ・プラザと NVEC が定評ある収集機関であったが、何よりも各地方の GS 書がウェブサイトで公開され、書物の形での発行が後退する中で、ダウンロードして冊子の形で保持するという作業までは手が届かなくなったことが大きな理由であろう。われわれの今回の調査によって、この年次白書をウェブサイト公開するという形態が主流になってきたことが明らかになった。しかし、その内容の検討は誰によっても行われてこなかった。本稿で、各地方の GS 書の特徴と幾つかの問題点を指摘した。各地方の GS 書を収集・累積することと、この内容を検討する作業は継続される必要がある。これによって各地方での努力の結果が集約され、互いに学ぶことができるからである。

### **(2) 地方自治体 GS 書の重要性の確認**

改めて基本に戻って確認すなら、共同参画に向けての歩みが強いものであるためには、国民・住民が生活における一日本での、そして地域での一男女共同参画の実情を国際比較、全国との比較、そして地域比較、時系列比較の中で、客観的に理解し、地方での制度・政策の充実を進めながら、全国的制度・政策の充実を下支えする必要がある。このために地方 GS 書は不可欠であろう。この GS 書は、年次報告書の一部として、また独立の書物として隔年あるいは3年おき程度に作成される必要がある。統計書あるいはウェブサイトとしてまとめることによって、生活の全体像が明らかになるからである。

### **(3) 地方 GS 書作成案内書の作成に向けての留意点、特に主要統計指標案の提示**

しかし、地方 GS 書の作成に関しては、地方ごとにそれぞれ独立して、共同参画部署が、あるいは研究者が、あるいは調査・研究団体・企業への外部委託によって作成する形が継続している。他地方の努力結果を相互に学ぶことも、広い検討に供することもないままできている。ここでは、地方 GS 書作成に関する案内書(案)が是非とも必要である。これをふまえて各地方での作業が容易になり、新たな創意工夫が発揮され、先進的試みを共通のものにするのである。日本の現状においては、GS 研究者がこれを提起する必要がある。報告者は、これをめざし、その中間報告として、本報告を用意している。その案内書の中心内容は、第一に、選択すべき指標の体系的提示である。これを本報告末に用意した。さらに、GS 書作成に向けてのその他の留意点の主な点も本報告で示した。

### **(4) 地方 GS の充実のための統計生産強化**

3.1.3 で取り上げるべき指標を示したが、当然に地方のレベルが都道府県、政令都市、そして市区町村と下位に降りるとともに、信頼できる統計の入手可能性は狭まる。ここでは地方独自の効果的な統計生産あるいは代替の方法を見つけ出す必要がある。GS 研究者はこれに協力すべきである。

### **(5) 全国レベルの都道府県・政令都市 GS 比較表の必要**

研究者・共同参画機関・統計機関の協力で比較表書（『統計でみる都道府県のすがた』等の共同参画版）が用意されるなら，地方 GS 活動は強化されるだろう。

#### **(6) 都道府県指標**

6.5 の延長線上に，分野別あるいは中核的指標（労働力率，意思決定関連指標・・・）について評価ランク（A, B, C/・・・）づけを構想することも可能である。UNDP の GEM は，単一の複合指数によって，国別のジェンダー平等への動きを刺激・促進しようとしていつかの如くである。報告者は，この GEM に対しては批判的である。しかし，例えば地方議会での女性の進出度などの地域差は明確である。これを明示することによって，地方の認識を深めることはありうるだろう。

#### **(7) メインストリーミングへ：参画部局，統計担当部局，センターの協力を経て地方統計書への GS 視角の導入**

地方 GS 書によって共同参画に関わる統計はこれを参照すればよいという形の隔離ではなく，地方統計部署あるいは中央の統計機関が発行する総務省統計局『統計でみる都道府県のすがた』，『統計でみる市町村のすがた』そして大都市統計協議会『大都市比較統計年表』，そして地方の統計部署が発行する『統計年報』等にも主要なジェンダー関連指標が掲載されること，これら統計書にジェンダー視角が導入されることが必要である。これらの結果として『県勢』等民間書にも関係表が引用されることになるだろう。

#### **(8) 政策評価・影響評価の方法の検討**

地方 GS 書は，地方における女性と男性の生活各分野の実情を，ジェンダー問題を意識しながら描くことを主な目的とする。それは同時にジェンダー問題の背景・原因そして影響・結果をも示して，問題解決のための政策・計画の提起をも導き，さらに政策・計画の影響をも把握するものであることが望まれる。この点で折から中央政府と地方で広がりつつある政策評価も検討課題となり，GS 書に持ち込まれあるいは有力な一部になるのではないか。

#### **(9) 自治体男女共同参画関係予算の検討(ジェンダー予算論議を背景にして)**

6.8 は予算と関連して，地方の男女共同参画関連予算の検討につながる。ここでは，国際的なジェンダー予算の経験が参考になる。

#### **(10) 地方 GS 充実に向けての体制の構築・強化**

以上に示唆してきた諸点は，研究者－報告者自身が関与することを念頭においているが，一部の研究者の臨時的な作業に終わることなく，共同参画機関や統計機関等の制度によって取り上げられ強化されていくべきものである。この方向での体制づくりが求められるべきである。

## **6 本研究で残している課題と今後の取組み展望**

以上5までは，都道府県レベルの GS 分析書をつくりあげる実践的作業にかかわって論

じてきた。これら作業をさらに、より深く男女平等や社会的格差の理論的・実証的研究に向けて位置づけ、残されている研究課題を暫定的に指摘しておけば以下のようなになる。

(1) 地方 GS 統計・統計指標体系を都道府県/政令指定都市/市区/町村レベル別で考える(表 2 は指標数で数えていない。入手可能性を十分に配慮しながら。表 4 を参照)。

(2) 収集した地方 GS 書の一層の検討から、地方の一般的ならびに男女共同参画関係の諸出版物との関連での GS 書の位置づけと機能発揮の方向づけをする。必ずしもまとまった GS 書を提供していなくても、共同参画ニュースや予算分析など個別文書を用意して活発な地域がある。

(3) 典型的地域の地方政府・住民運動と連携して GS を検討する。

(4) 国家統計機関による既存の地方・地域統計の最大限の利用を通じて上述課題の研究を進化させ、(全国統計改革との関連下の) 地方統計の改革、地域合併の影響、地方分権の推進と予算制約の流れの中での地方統計と GS の在り方を検討する。

(5) これらの作業と研究をふまえながらの国際交流—スラム・貧困を住居に注目して年研究を行っている UN-HABITAT[*The State of World's Cities 2006/7*]や SCORUS、さらには独自に中国や韓国と。

(6) 地域理論・実証研究との連携：地域研究へ GS 視角を導入する。(北京行動綱領、共同参画計画、国際諸機関の共同参画・GS 取組をふまえ)

地域研究論の成果をふまえて、ジェンダー視角の導入・関連を日本と国際研究・論議で探る→地域研究とジェンダー(地域空間の共同参画論・運動での意義・・・) /→地方財政とジェンダー /→地域活動(地域住民活動：NPO・NGO・・・ボランティア・・・)とジェンダー。共同参画に係わる地域の NPO 運動にはかなりの広がりがある。 /→電子自治体とジェンダー平等

(7) GS 分析と他の格差・差別(途上国、先進国の貧困他) 分析との連携を。【参照。ジェンダー予算論議の人中心予算への広がり、マクロ経済政策とジェンダー論など】

【本論文は、日本学術振興会の平成 17-18 年度科学研究費補助金の交付を受けて行われた研究【基盤研究(C)-「ジェンダー統計研究の一層の展開—①理論の深化, ②地方自治体へ, ③アジア・世界へ—」(課題番号：17510226)】プロジェクトの成果の一部である。】

表4 選択指標体系—労働を中心に—<都道府県レベル> (暫定第一案)

分野		統計指標(太字斜体は重要指標)	入手可能性	
	人口		国勢調査	
	家族と世帯		国勢調査	
労働全体		労働分野に関しては、性別役割分業を基礎にして、女性の就業(有償労働)進出には職場に大きな障壁があり、一方で家事・育児・介護という無償労働の多くを女性が担うという家庭での制約がある。年齢別労働力率のM字型分布になる。すなわち、結婚・出産に際しての離職であり、育児期後の再就業における不利、就業継続の場合の両立の困難等々である。		
A	労働力と就業	①労働力状態別人口の推移	生産年齢人口を主とした非労働力状態と就業・雇用における性別職業分離の明確化。特に非正規化の動向を注視	国勢調査
		②非労働力人口内訳		国勢調査
		③年齢別労働力率の推移	ひとまずは15歳以上に関する5歳区分で良いが、総平均をとる場合には15歳～65歳まででとるべきだろう。65歳以上をふくむ年齢総平均による国際比較は誤解をもたらす	国勢調査
		④規模、従業上の地位、産業別就業者数		国勢調査、事業所・企業、就業構造
		⑤産業、企業規模別管理職数と割合		
		⑥産業・職業クロス、規模別雇用者数		
		⑦規模、年齢、雇用形態別雇用者数		
		⑧規模別、年齢、非正規諸形態別雇用者数と男女比の推移		就業構造、国勢調査
		⑨失業者内訳		
		⑩失業期間別失業者数		
B	労働条件：性、正規・非正規別労働条件格差	①採用時諸条件・コース別雇用制度他差別的扱いの有無		
		②規模別、正規雇用者の賃金格差(初任給、所定内給与、残業手当、その他手当)		賃金構造基本調査
		③規模別、年間労働時間(所定内+所定外支払いあり+所定外支払い無し)		
		④1日の労働時間と通勤時間		社会生活基本調査
		⑤年間労働時間の休暇・欠勤等内容構成と年間労働時間・一日労働時間の対応		
		⑥規模別非正規雇用者の賃金(時間当たり)、手当て等		
		⑦規模、正規・非正規別雇用者の賃金格差		
		⑧社会保障制度		
		⑨規模、産業、年齢別雇用形態別勤続年数		
		⑩規模、世帯構成別結婚・出産にあたっての正規・非正規雇用者別退職		
		⑪セクシュアルハラスメントをふくむ諸ハラスメント		独自調査

C	企業の両立支援体制・ワーク・アンド・ライフバランス	①両立支援実施企業	独自調査 (参考：茨城県平成16年度男女共同参画推進状況調査報告書(2005.3))
		②ポジティブ・アクションの内容別実施企業数・率,	
		②ポジティブ・アクションの内容別実施企業数・率,	
		③育児休業制度の有無と性別取得雇用者数,	
		④看護休暇制度の有無と性別取得雇用者数,	
		⑤配偶者出産休業制度の有無と取得者数	
		⑥職場保育所の有無と利用者	
	⑦企業規模、産業別再就業制度の有無と条件		
D	地域その他の両立支援体制等	①(乳児、幼児、学童別、通園距離・時間、保育時間、保育料別) 地域保育所数と収容人員数	業務統計
		②待機児童数と待機理由	業務統計
E	農林漁業従業者、都市自営業者の労働	①業種別就業者数と割合推移,	農業センサス, 商業センサス, 工業センサス
		②就業時間数,	
		③世帯所得,	独自調査
		④家族経営協定の締結数	
F	無償労働: 女性の負担の状況	①世帯構成(特に幼児年齢別)中・小分類活動内容別無償労働時間量	社会生活基本調査
		②地域活動他のボランティア活動時間	
		③地域活動他のボランティア活動時間	
		④全労働時間数別睡眠時間と他の自由時間	
G	関連する意識調査	①就職時の希望理由と実際、格差・差別の有無	独自調査(諸道府県で実施)
		②就業・雇用において経験・見聞した格差・差別	
		③結婚・出産退職の理由,	
		④就業継続の希望の有無と障碍, ⑤再就職希望	
		⑤再就職希望	
		⑥再就職希望と雇用形態	
		⑦再就職にあたっての非正規就業の理由	

# 添付資料

1

男女共同参画基本法執務提要 >> 第Ⅱ編 男女共同参画社会基本法逐条解説

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策<sup>(1)</sup>及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策<sup>(2)</sup>を策定し、及び実施する責務を有する<sup>(3)</sup>。

## 1 趣旨

本条は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する上で地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成について、地方公共団体の責務を宣明したものである。

従来、地方公共団体でも様々な男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われてきたが、その法的位置付けは行われていなかった。地方分権が進む中で、地方の取組は重要性を増して行くことが考えられるが、この基本法において地方公共団体の責務を規定したことにより、地方公共団体の取組が一層進むことが期待される。

本条では、国の施策に準じた施策と区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を定めており、地方公共団体の施策が国の施策を後退させる内容であってはならない。

## 2 用語解説

### (1)「国の施策に準じた施策」

男女共同参画社会の形成の促進に関して国が講じている施策にのっとり、若干の修正を要する点はあるがおおむね同様である。又は類似する施策であって、地方公共団体が行う施策のことである。例えば、地方公共団体における審議会委員への女性の登用促進などが考えられる。また、第8条において国は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(「積極的改善措置」を含む。以下同じ。)」を策定・制定する責務を有すると規定されていることから、本条における「国の施策に準じた施策」には、積極的改善措置が含まれる。

論点整理においては、地方公共団体は「基本理念にのっとり、地域の状況に応じた総合的な施策を策定・実施する責務を有すること」、「男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められるあらゆる施策の策定・実施に当たって、基本理念の反映に努める責務を有すること」とされていた。その後のパブリックコメントにおいて、地域の状況が遅れているという理由で国の施策より遅れると困るという意見が多数出された。そこで、基本法答申においては「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国の施策に準じた施策及びその地域の特性に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有する。」と記載された。男女共同参画社会基本法はこの基本法答申を踏まえた条文となっている。

なお、法定受託事務は国の事務そのものであるので、「国の施策に準じた施策」には該当しない。

### (2)「その他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策」

国が同様の施策を講じていない場合において、地方公共団体がその区域の特性に応じて行う施策のことである。国の施策は全国的見地から行うものであるが、男女共同参画社会の形成を隅々にわたって進めるためには、地方公共団体において、単に国の施策に準じた施策だけではなく、地域の特性に応じた施策の実施も必要である。また、そうした取組は地方分権の方向にもかなうものである。

### (3)「責務を有する」

責務の具体的内容は、第14条(都道府県男女共同参画計画等)、第15条(施策の策定等に当たっての配慮)、第16条(国民の理解を深めるための措置)である。

### <参考1> 国の施策との整合性について

地方公共団体は、男女共同参画社会の形成のため、国に施策に準じた施策、その地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定、実施する義務があるが、それらの施策を行う場合には「基本理念にのっとり」行う責務がある。

一方で、国は第8条に基づき「基本理念にのっとり」施策を策定し、実施している。

すなわち、国、地方自治体の施策は、同じ基本理念にのっとり、策定・実施されているので、結果として地方公共団体の施策と国の施策との整合性が図られ、国、地方公共団体との間で男女共同参画社会の形成が整合性をもって進められることとなる。



## ＜参考2＞条例の制定について

法律制定時には地方公共団体が条例を定めたところはなく、東京都(東京都男女平等参画基本条例平成12年3月31日公布)等で検討が進められていた段階であった。また、条例の制定は、各地方公共団体の固有の権限であり、国が男女共同参画社会基本条例の制定を都道府県、市町村に課することを基本法では法定しなかった。

地方公共団体の条例の制定については、「法令に違反しない限り」において制定できる旨、憲法(第94条)、地方自治法(第14条)に規定されており、また、市町村及び特別区は、「当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない」(地方自治法第2条)とされている。なお、最高裁判例(徳島市公安条例事件:最大判昭50.9.10)においては、「法令に違反」しているかどうかは、国の法令と条例の趣旨、目的、内容及び効果等を総合的に勘案して個々に判断すべきものとされている。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して(1)ア、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の

一 促進に関する施策の大綱(2)ア

前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進

二 に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項(2)イ

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(3)ア(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない(3)イ。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 1 趣旨

地方公共団体においても、各地方公共団体の男女共同参画社会の形成の状況等を踏まえ、基本計画を策定し、計画的、総合的に取り組む必要があることから、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画を定めることを規定している。

また、国と地方公共団体は、共通の基本理念にのっとり、施策を行うことにより、全体としての男女共同参画社会の形成を目指すものであり、第9条においても「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されている。このため、都道府県は国の男女共同参画基本計画を、市町村は国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案してそれぞれ計画を策定することとしている。

都道府県には計画策定を義務付け(第1項)しているが、市町村へは努力規定(第3項)としている。これは、市町村についてはその行政規模が様々であること及び計画策定の状況等を考慮したものであるが、できる限り速やかに計画が策定されることが望ましいの言うまでもない。

なお、市町村男女共同参画計画を策定していない市町村にあっても、第9条に定める地方公共団体の責務は課せられるので、男女共同参画社会の形成の促進に関して、国に準じた施策及び市町村の区域の特性に応じた施策を策定し、実施することは必要となる。

また、地方自治法又は政令上特別の定めをするものを除くほか、市に関する規定は、特別区に適用されることになっており、特別区(都の区)は本条の第3項が適用される。

## 2 用語解説

### (1)第1項

#### ア「男女共同参画基本計画を勘案して」

地方公共団体も国と連携して、全体として男女共同参画社会の形成に取り組んでいくものであることから、両者の取組の整合性を確保するため、男女共同参画基本計画を勘案することとしている。「勘案」とは、関連のある事柄をよく引き比べてそれを考慮に入れるということである。地方公共団体の状況、抱えている問題にも違いがあり、地方分権の時代でもあるので、国の計画をそのまま準拠するのではないという意味で勘案するとしている。

(2) 第2項

ア「都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱」

第13条第2項第1号と同旨で、都道府県の区域にかかわるもので、国の男女共同参画基本計画を勘案した、国の施策に準じる施策の大綱である。この大綱には、国の男女共同参画基本計画には盛り込まれていない、第9条に規定する地方公共団体の区域の特性に応じて行う施策が含まれることになる。

なお、第8条の規定により、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」には積極的改善措置が含まれる。次号、次項についても同じである。

イ「都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」

第13条第2項第2号に定める国の規定と同旨である。

(3) 第3項

ア「基本的な計画」

市町村に対しては計画に規定すべき事項については規定されていないが、国の基本計画及び都道府県の計画を考慮に入れた策定を求めており、国、都道府県に準じた事項(前条第2項第1号及び2号、第2項第1号及び第2号)が含まれる。

イ「努めなければならない」

市町村については、その行政規模が様々であること等にかんがみ、一律に計画の策定を義務付けることは適当ではないことから努力規定としている。なお、「都道府県及び指定都市における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成10年7月総理府男女共同参画室)においても市町村では計画の制定は、13.3%であり、これを義務とする状況ではなく、努力することを求めたものである。

なお、地方公共団体には本条以外にも第9条により、国の施策に準じた施策等の策定、実施義務は課せられており、仮に計画が定められない場合であっても男女共同参画社会の形成の促進が図られなければならない。

<参考> 地方公共団体における計画の策定手続

国の基本計画は男女共同参画審議会(現在は男女共同参画会議)の意見を聴いて案を作り閣議にかけることとしている。地方公共団体については審議会等の意見を聴く旨の規定がないが、これは、地方公共団体の自主性に委ねることとしたためである。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響(1)を及ぼすと認められる(2)施策(3)を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮(4)しなければならない。

## 1. 趣旨

国及び地方公共団体の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に係る施策ではなくとも、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすことがあり得ることから、そのような施策について男女共同参画社会の形成への影響を適切に配慮する必要があると規定したものである。

また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は、国においては男女共同参画基本計画に盛り込まれ、地方公共団体においても都道府県男女共同参画計画、市町村男女共同参画計画に盛り込まれるなどして、実施されることになる。これらの計画に盛り込まれない施策であっても、策定、実施に当たっては男女共同参画社会の形成に配慮すべきとしたものである。

この施策への配慮は、施策を策定等する者が行うことは当然であるが、基本法第22条第4号の規定(政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること)により男女共同参画会議の所掌事務ともされており、男女共同参画会議が施策の影響調査を行うことが明記されている。

第15条が地方公共団体を含んでいるのは、地方公共団体の施策もその区域の住民に与える影響が大きいためである。

## 2 用語解説

### (1)「影響」

「影響」には様々なものが考えられ、男女共同参画社会の形成という視点で見た場合、形成を促進する影響と阻害する影響の両方があり得る。

### (2)「及ぼすと認められる」

ある施策が影響を及ぼすか否かの判断は、第一義的には、施策を策定、実施する主体によって行われるべきものである。

### (3)「施策」

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策だけでなく、およそ国及び地方公共団体が策定、実施する施策すべてが含まれ得るものである。

### (4)「配慮」

本条における「配慮」とは、具体的には当該施策の策定・実施に当たり、男女共同参画社会の形成が図られるよう努めることである。当該施策に男女共同参画社会の形成に対する阻害要因がある場合は、阻害要因をなくすように努め、形成の促進に資する場合は、その推進に一層努めることである。

もとより求められる配慮の程度及び具体的内容については、施策の種別・内容に応じて異なるので、「配慮」は、個別 施策の実施の上で具体化されるものである。

### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 1 趣旨

男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、国だけではなく、地方公共団体、民間の団体が取組を進めていく必要があることから、国は、地方公共団体及び民間が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めることを規定したものである。

地方公共団体には、民間団体に対する情報の提供その他必要な措置を講ずることを求めている。しかしながら、第9条において地方公共団体は国の施策に準じる施策を行うこととされており、本条で規定する施策も国の施策の一つであるので、地方公共団体もこれに準じて民間団体に(都道府県については市町村にも)情報提供を行うことが期待される。

## 2 用語解説

### 「情報の提供その他の必要な措置」

男女共同参画会議で決定された報告書や調査研究の成果物の提供、ブロック会議や研修などによる情報提供、講師の派遣などが考えられる。

### <参考> 支援の例

「男女共同参画ヤングリーダー会議」(平成10年度から)

「男女共同参画フォーラム」(平成12年度から)

「男女共同参画宣言都市奨励事業」(平成6年度から)

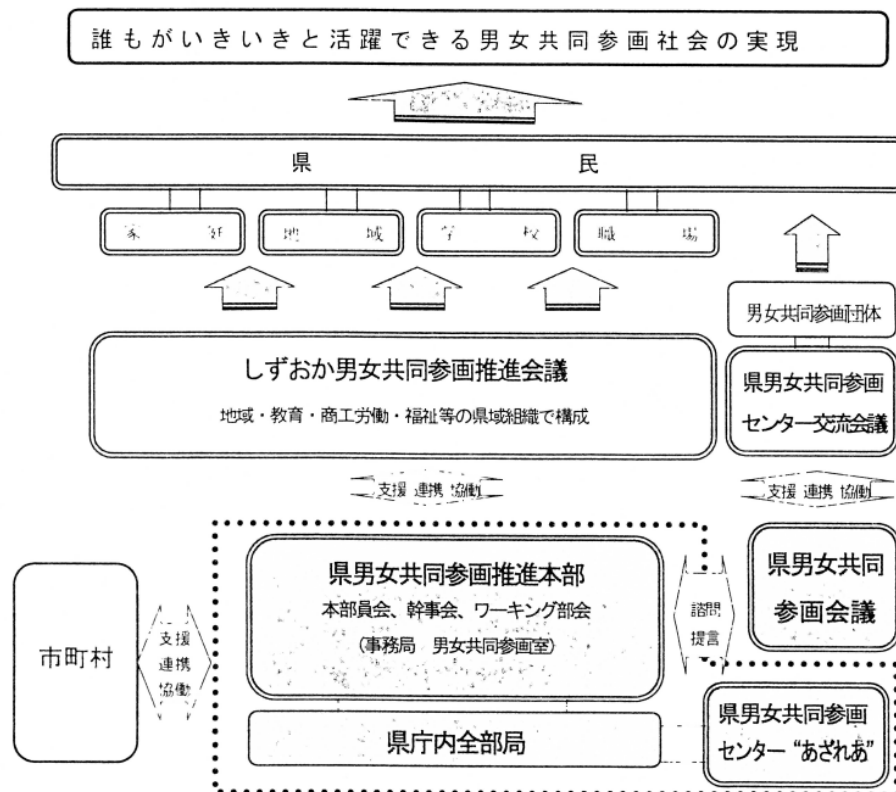
「男女共同参画担当行政ブロック会議」(昭和62年度から)

「都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長会議」

## 1 男女共同参画の推進体制

静岡県では、男女共同参画社会の実現に向け、「静岡県男女共同参画推進条例」（平成13年7月）及び「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”」（平成15年1月）に基づく推進体制を整備し、県、市町村と県民、民間団体とが連携・協働して取組を進めています。

- 県では、知事を本部長とする「静岡県男女共同参画推進本部」（p147）が中心となり、県の関係部局が連携を図りながら、県行政全般にわたり、総合的、計画的な推進を図っています。
- 参画の拠点、県民との協働の拠点である「静岡県男女共同参画センター“あざれあ”」（p149）は、講座やセミナーの開催、調査研究、相談、情報発信、交流の場の提供など、市町村や県民の取組を支援しています。
- 有識者等を委員とする「静岡県男女共同参画会議」（p151）は、県の計画策定や施策の進捗状況、苦情・相談の処理状況など、男女共同参画推進の重要事項を調査審議します。
- そのほか、「静岡県男女共同参画センター交流会議」（p152）や「しずおか男女共同参画推進会議」（p153）など民間団体の取組を支援し、行政と民間団体、県民との連携・協働による取組を進めています。



## (1) 静岡県男女共同参画推進本部

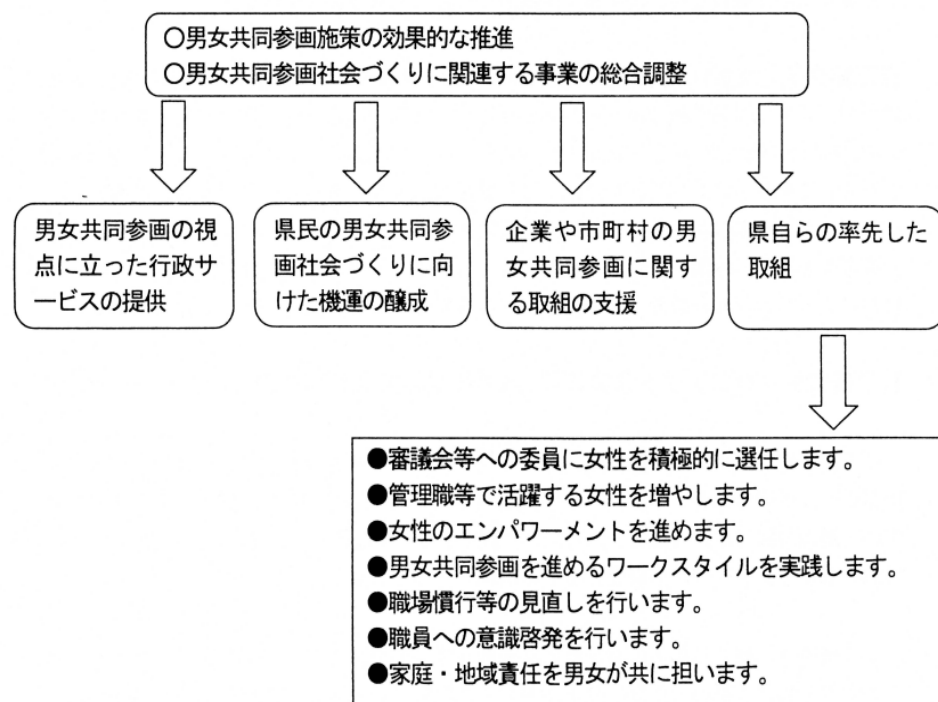
「静岡県男女共同参画推進本部」は、男女共同参画施策を推進するための県庁内組織で、知事を本部長として各部局が相互に連携を図り、県行政全般にわたり、総合的、計画的に施策を推進しています。

### (1) 組織

推進本部は、「本部員会」「幹事会」「ワーキング部会」から構成されています。

本部員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事（本部長）、部局長（委員）で構成</li> <li>・施策の推進や事業の総合調整等に関する協議・決定</li> </ul>
幹事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係室長で構成</li> <li>・庁内関係各室間の協議・調整</li> </ul>
ワーキング部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係室の担当で構成員</li> <li>・男女共同参画施策等に関する調査研究</li> </ul>

### (2) 役割・取組





男女共同参画政策担当(政令指定都市)部署各位

女性と男性(ジェンダー、女性)に関する統計集の有無の照会、関連情報の提供および御寄贈(購入)のお願い

2006年3月

法政大学日本統計研究所 伊藤 陽一

科学研究費補助金(課題番号:17510226)

住所: 〒194-0298 東京都町田市相原4342

日本統計研究所

電話番号: 042-783-2325

Email: yoichiit@mt.tama.hosei.ac.jp

春寒しだいに緩むころ、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

**自己紹介:** 突然お手紙を差し上げます。私は、法政大学日本統計研究所所長/経済学部教授で、日本統計研究所(<http://www.hosei.ac.jp/toukei/index-j.html>)を拠点に、ここ20年間弱、個人並びにグループで、国際的ならびに国内的なジェンダー統計運動と理論を研究して参りました。これまで、独立行政法人国立女性教育会館『男女共同参画統計データブック 日本の女性と男性 2003』、『同書 2006年版』(2006年3月25日出版予定)の編集者を務め、内閣府男女共同参画会議・苦情処理監視専門調査会の委員として、日本における「ジェンダー統計」の強化に関する報告書の作成に関与したこともございます。

**科学研究費プロジェクト研究課題:**自治体での男女共同参画(ジェンダー)統計:

さて、このたび、日本学術振興会からの科学研究費補助金の支給を受け【研究代表者:伊藤陽一、研究分担者:5名、平成17年度科学研究費・基盤研究(C)「ジェンダー統計研究の「層」の展開—地方自治体へ、アジア・世界へ—(課題番号:17510226)】、「地方自治体におけるジェンダー統計の研究」をその課題の一つとしました。

この研究は、地方自治体における男女共同参画の推進がますます重要視される中で、地方の女性と男性の現状の把握・分析、共同参画政策・計画策定、政策・計画の進捗状況の評価、さらに住民の関心の喚起や学習等において、男女共同参画に関する統計(ジェンダー統計・統計指標)がどう貢献しているか等を調査・研究するという狙いを持っています。統計が、これらの活動において、重要な道具になるという認識にたつてのことです。

しかし他方で、地方自治体においては、中央政府が行う全国統計での地方の表章が十分ではなく、標本統計の場合には、地方を区分しては使用できず、また、独自調査は、予算制約の中では、実施が難しいという事情があります。すなわち、統計が十分には入手できないという困難・制約があります。この制約は、都道府県レベル政令指定都市あるいは市区町村に降りていくとともに大きくなると思います。

こういった状況の下で、地方住民の生活における男女共同参画の現状の統計による把握や男女共同参画政策・計画に統計や数値をどう織り込んでいくかの方向を探ることを重要な研究課題とみなしている次第です。

女性と男性（女性、ジェンダー）に関する何らかの統計集（ここではジェンダー統計書とは、○統計集のほか、○男女共同参画白書に該当する報告書あるいは年次報告書等で、統計表・図による分析を含んでいる文書、あるいは○男女共同参画計画書などで統計による分析や数値目標などを織り込んだもの、などをふくめて広い範囲の文書あるいはウェブサイトを用意しております）を作成されている地方自治体が増加しつつある中で、これらの統計集作成の有無を確かめ、作成されている場合には、その内容を学ばせていただくことから、この研究作業をはじめることにはしたいと考えました。

**ご回答お願い** 年度末でお忙しい中、一方的なお願いでまことに恐縮ですが、同封の回答用紙にて、貴自治体での、

1. この種の統計集、あるいはウェブサイトの有無（別紙に記載の資料発行後のもの）、
  2. 現在作成しておられない場合には、近い将来での作成計画の有無、
  3. その他の関連情報、
- をご回答いただければとお願いする次第です。

なお、都道府県についても同一趣旨の調査に入っており、目下、調査票への回答を順次いただいているところでございます

**既存資料：** なお、私どもは2001年に類似の照会を行い、またこのたび貴自治体のウェブサイト参照させていただきました。これによって、先に、別紙記載の文書を作成されていることを把握し、あるいは現物を入手させていただきました

上記以外の男女共同参画統計（ジェンダー統計）書を、すでに作成されている場合には、御寄贈あるいは有料の場合には購入させていただければ、まことに幸いと考える次第です。

なお、ご回答等でご協力いただければ、この研究課題にご協力いただいたことを公表すると同時に、その文献を当研究所からも広く宣伝させていただき、また要請に応じてジェンダー統計作業において連携をとらせていただきたく考えております。

以上についてよろしくお願ひ申し上げます。

## 調査票

女性と男性(ジェンダー、女性)に関する統計集(類似物)ないしウェブサイトの有無と  
関連情報提供、および御寄贈(購入)のお願い

お手数をおかけして恐縮ですが、以下についてご回答の上、同封の封筒にてご返送ください。

- 1 男性と女性(男女共同参画、女性、ジェンダー)に関する統計集(データブック)あるいはウェブサイト等の有無に関して。(ここでジェンダー統計書とは、○統計集のほか、○男女共同参画白書に該当する報告書あるいは年次報告書等で、統計表・図による分析を含んでいる文書、あるいは○男女共同参画計画書などで統計による分析や数値目標などを織り込んだもの、などをふくめて広い範囲の文書あるいはウェブサイトを示しております)
- (1) 当方でウェブサイトあるいは現物を入手あるいはコピーで入手している関係資料には以下のものがあります。これらについて私どもが把握していない点についてご記入いただければ幸いです。特に該当する出版物で継続しているものをお持ちの場合には初版の年、および以後の作成間隔、最新版の年次を、またウェブサイトに関しては最初に立ち上げた年次をお知らせください。【確認済みの文献の番号を①、②と○で囲っています】

				書名(出版年次)あるいはウェブサイト名	発行・作成年 (初版/最新版)	作成間隔
確認済み	男女共同参画部署	A	女性と男性の統計書等	① 男女共同参画さっぽろプラン年次報告書	/平成17年度	
				② 男女共同参画さっぽろプラン 平成15～24年度	/	
	B	ウェブサイト	① 男女共同参画さっぽろプラン年次報告書			
			② 男女共同参画さっぽろプラン 平成15～24年度			
	女性センター等	A	女性と男性の統計書等	①	/	
				②	/	
B		ウェブサイト	①			
			②			

- (2) 上記の統計書又はウェブサイト以外に、統計書あるいはウェブサイトを作成している場合、ご記入ください。

		作成している場合○	書名(出版年次)あるいはウェブサイト名	発行・作成年 (最初版/最新版)	作成間隔
A	女性と男性の統計書等	1		/	
		2		/	
		3		/	
B	ウェブサイト	1			
		2			

【私どもが未確認の文献の番号は○なしで示しています】。

- 2 上記の文献あるいはウェブサイトをお持ちでない場合、今後の作成の予定はありますか。ある場合は何年を予定しておられますか。

A 文献	
B ウェブサイト	



- 3 1で記入された(又は確認された)文献あるいはウェブサイトの作成(企画と執筆)に関与した人々・機関についておたずねします。文献・ウェブサイトごとに、対応する箇所に○印をご記入ください。(①、②は当方が確認した文献とウェブサイトで、1、2、3はそれ以外の文献とウェブサイトを指します。)

		自治体担当部署	議会関係者	専門家 (研究者)	女性団体メンバー	住民	調査研究機関	その他
A	①							
	②							
	1							
	2							
	3							
B	①							
	②							
	1							
	2							
	3							

- 4 特に上記の文献の使用目的と配布に関して○印でご記入ください。

	市	都道府県	区町村	議会	女性団体	住民	その他	印刷部数合計
主たる使用者								
配布先								

- 5 上記の文献【A-1、2・・・】の余部はございましょうか。日本統計研究所で購入させていただくか、御寄贈いただければ幸いです。

購入させていただく場合の申し込み先、料金・郵送料をお知らせください。
御寄贈いただく場合、申し込み先、郵送料をお知らせください

- 6 上述の統計集、データブック、冊子、あるいは関連する調査報告書、ウェブサイトの作成に関わってのご苦勞その他、又は当研究所への問い合わせ事項等がありましたら、ご自由にお書きください。

--

- 7 ご回答いただいた自治体およびご担当名(住所は当方からの宛名と同じ場合、記入しなくて結構です。)

住所： 〒	(都、道、府、県)	(市、区)
	(町、村)	番地
ご担当(ご回答)部署および担当者御氏名		電話
		Fax
		e-mail

ご協力ありがとうございました。

## 調査票

女性と男性に関する(ジェンダー、女性に関する)統計集(類似物)ないしウェブサイトの有無と関連情報提供、および御寄贈(購入)のお願い

お手数ですが、以下についてご回答の上、同封の封筒にてご返送ください。

- 1 男性と女性に関する(男女共同参画に関する、女性に関する、ジェンダー)統計集(データブック)あるいはウェブサイト等の有無に関して。

(1) 確認済みの統計集とデータブック 下記の統計書あるいはウェブサイトの発行・作成年(統計書の場合、最初発行年次と最新発行年次及び作成間隔)をご記入ください。

				書名(出版年次)あるいはウェブサイト名	発行・作成年 (最初版/最新版)	作成間隔	
確認済み	男女共同参画部署	A	女性と男性の統計書等	①	/		
				②	/		
	B	ウェブサイト	①	三重県男女共同参画年次報告(2004) 四 資料 1 目標値、2 参考データ	/		
			②		/		
	女性センタール等	A	女性と男性の統計書等	①	数字・キーワードで見る男女共同参画(2004)	/	
				②		/	
B		ウェブサイト	①	数字・キーワードで見る男女共同参画(2004)	/		
			②		/		

(2) 上記の統計書又はウェブサイト以外に、ほかにも統計書あるいはウェブサイトを作成している場合、ご記入ください。

		作成している場合○	書名(出版年次)あるいはウェブサイト名	発行・作成年 (最初版/最新版)	作成間隔	
A	女性と男性の統計書等		1		/	
			2		/	
			3		/	
B	ウェブサイト		1		/	
			2		/	

2 上記の文献あるいはウェブサイトをお持ちでない場合、今後の作成の予定はありますか。

A 文献	
B ウェブサイト	

- 3 1で記入された(又は確認された)文献あるいはウェブサイトの作成(企画と執筆)に関与した人々・機関についておたずねします。文献・ウェブサイトごとに、対応する箇所には○印をご記入ください。

		自治体担当部署	議会関係者	専門家 (研究者)	女性団体メンバー	住民	調査研究機関	その他
A	①							
	②							
	1							
	2							
	3							
B	①							
	②							
	1							
	2							
	3							

- 4 特に上記の文献の使用目的と配布に関して

	都道府県庁	市区町村	議会	女性団体	住民	その他	印刷部数合計
主たる使用者							
配布先							

- 5 上記の文献を日本統計研究所で購入させていただくか、御寄贈いただければ幸いです。

購入させていただく場合の申し込み先、料金・郵送料をお知らせください。
御寄贈いただく場合、申し込み先、郵送料をお知らせください

- 6 上述の統計集、データブック、冊子、あるいは関連する調査報告書、ウェブサイトの作成に関わってのご苦勞その他、又は当研究所への問い合わせ事項等がありましたら、自由にお書きください。

--

- 7 ご回答いただいた自治体およびご担当(ご回答部署)名

住所 郵便番号:	
(都, 道, 府, 県)	(市, 区)
(町, 村)	番地
ご担当(ご回答)部署および担当者御氏名	電話
	Fax
	e-mail

ご協力ありがとうございました。

## 2. 検証・評価の方法

検証・評価は、県庁内組織である「静岡県男女共同参画推進本部」による「内部評価」と、外部有識者等で構成される「県男女共同参画会議」による「外部評価」からなります。なお、外部評価は隔年実施としているため、今年度は、内部評価のみを実施しました。

### (1) 評価の対象

基本計画の施策体系に沿って、「個別事業」、「具体的施策」、「施策の方向」、「基本的施策」の全ての項目を評価の対象としました。

- ・関係室（課）で所管する347項目の「個別事業」

（注）評価の対象となった個別事業については、p109～p134に掲載してあります。

- ・個別事業で構成する137項目の「具体的施策」
- ・具体的施策で構成する31項目の「施策の方向」
- ・施策の方向で構成する8項目の「基本的施策」

### (2) 評価の手順及び実施機関

次の手順で、下から上への積み上げ方式により実施しました。

①個別事業の評価（事業評価）	事業所管室（課）で評価
↓	
②具体的施策の評価（1次評価）	事業所管室（課）の評価を集約して、男女共同参画室で評価
↓	
③施策の方向の評価（2次評価）	男女共同参画室で評価
↓	
④基本的施策の評価（3次評価）	男女共同参画推進本部（WG部会、幹事会）で評価
↓	
⑤総合評価（総合評価）	男女共同参画推進本部（幹事会、本部員会）で評価

(3) 評価項目及び評価基準

	評価項目	評価基準	
事業評価	個別事業(347項目)(事業が管轄) ●目標達成度(◎・○・△) ●男女共同参画の視点からの取組(5項目)のチェック ●事業・取組に対する評価コメント	【目標達成度】 ◎ 十分な成果を上げた(目標の8割以上) ○ ある程度の成果を上げた(目標の4～7割程度) △ 事業の対象や手法の見直しが必要(目標の0～3割程度)  【男女共同参画の視点からの取組5項目のチェック】 1 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。 2 事業の企画・立案・実施の際、女性・男性双方の意見を聞いたか。または、双方が参加したか。 3 女性・男性双方にとって、活用・参加しやすい配慮をしたか。 4 事業の方向性を男女共同参画に配慮したか。 5 事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか。	
	↓		
	第1次評価	具体的施策(137項目) ●目標達成度(◎・○・△) ●基本的施策への影響度(大・中・小) ●具体的施策に対する評価コメント	【目標達成度】 個別事業の評価を集約 【基本的施策への影響度】 ①事業の目的と基本的施策の目的が合致 3点、ほぼ合致 2点、一部合致 1点 ②事業の対象と基本的施策の目的が整合 3点、ほぼ整合 2点、一部整合 1点 ③事業効果が基本的施策の推進に効果大 3点、効果 2点、効果小 1点 ①+②+③ 9～8点大、7～5点中、4～3点小
	↓		
	第2次評価	施策の方向(31項目) ●施策進捗度評価(A・B・C) ●施策の方向に対する評価コメント	【施策進捗度評価】 第1次評価の「基本的施策への影響度の評価点(大:2点中:1点小:0点)+目標達成度の評価点(◎:2点○:1点△:0点)の合計:具体的施策の本数×3点以上A、3点>B>1.5点 1.5点以下C
↓			
第3次評価	基本的施策(8項目) ●全体評価(A・B <sup>+</sup> ・B・B <sup>-</sup> ・C) ・施策進捗度評価(A・B・C) ・目標数値の達成度評価(a・b・c) ●基本的施策に対する評価コメント	【全体評価】 次の「施策進捗度評価」と「目標数値の達成度評価」により評価し基本的施策の全体評価とする。 A A+a B <sup>+</sup> A+b、B+a B A+c、B+b、C+a B <sup>-</sup> B+c、C+b C C+c 【施策進捗度評価】 第2次評価の全体評価(A・B・C)のうち、最も数の多い評価 【目標数値の達成度評価】 目標数値の進捗状況(◎・○・△)のうち、最も数の多い評価 ◎=a 概ね順調に推移している ○=b ある程度順調に推移している △=c 順調に推移しているとはいえない	
↓			
総合評価	総合評価 ●総合評価(A・B <sup>+</sup> ・B・B <sup>-</sup> ・C) ●総括的評価コメント	【総合評価】 A 取組の成果あり B <sup>+</sup> ある程度の成果は認められる B ある程度の成果は認められるが十分でない B <sup>-</sup> ある程度の成果は認められるが、一層の取組が必要 C 今後、積極的な取組が必要	

第2章

第2章 平成16年度施策の検証・評価／2 検証・評価の方法

(4) 評価のスケジュール

年月	内 容
平成17年3月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個別事業の評価（事業評価）</div> ○各事業所管室で評価 ↓
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">具体的施策の評価（第1次評価）</div> ○各事業所管室の評価を男女共同参画室で集約 ↓
5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">施策の方向の評価（第2次評価）</div> ○男女共同参画室で評価 ↓
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">基本的施策の評価（第3次評価）・総合評価</div> ○男女共同参画推進本部(6/17 幹事会)で評価 ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県の評価の決定</div> ○男女共同参画推進本部(6/27 本部員会)で決定 ↓
7月 ～ 3月	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">                     ○男女共同参画会議への報告                      ↓  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">改善、見直し、新たな取組の検討</div> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>評価結果の公表</b>                      ・県ホームページ（7月）                      ・男女共同参画白書（1月）                 </div> </div>

(注) 静岡県男女共同参画会議による外部評価は隔年ごととしているため、今年度は実施しない。

### 3 評価結果(概要)

- ・総合評価は「B」（ある程度の成果は認められるが十分ではない）  
 ＊新たな目標数値により評価した。（全76項目中、追加:13項目、数値引上げ等見直し:44項目）
- ・男女共同参画社会を実現するための体制や子育て・就業の環境づくりは着実に進んでいるが、仕事と家庭の両立や政策・方針決定過程への参画などの実態面に結びついていない状況にある。

	基本的施策	全体評価 ①+②	目標数値 の達成度	施策進 捗度	主な取組
			①	②	
1	男女共同参画の視点に立った社会における制度・慣行の見直し、意識の改革	B (B)	c (b)	A (A)	・事例集作成、メールマガジン発行など情報提供の充実、強化 ・男女共同参画の日、週間
2	男女の人権の尊重、男女平等の推進に関する教育・学習の充実	B <sup>+</sup> (A)	b (a)	A (A)	・中学生向け副読本の作成 ・しずおか県民カレッジ等の講座の開催 ・教職員セミナーの開催
3	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	B <sup>-</sup> (C)	c (c)	B (B)	・あざれあ講座等による人材養成 ・市町村長等への要請 ・企業等のトップを対象とした講演会
4	子育て・介護など男女が共に家族の一員としての役割を果たすための環境づくり	B (B)	b (b)	B (B)	・「次世代育成プラン」の策定 ・保育所などの施設整備、運営助成 ・メンズセミナーの開催
5	男女が共に能力を発揮できる就業環境づくり	B (B)	b (b)	B (B)	・優良事業所等への知事褒章 ・仕事と家庭両立支援セミナー等の開催 ・女性の起業家の育成、支援
6	国際社会や地域社会の一員としての活動への参画支援	B <sup>-</sup> (B)	c (b)	B (B)	・花博、世界お茶祭りの開催を通じた交流促進 ・地域活動などの先進事例紹介
7	男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶	B <sup>+</sup> (B)	b (b)	A (A)	・DV啓発出前講座の開催 ・相談体制整備 ・民間シェルター充実
8	生涯を通じた女性の健康支援	B (B)	b (b)	B (B)	・健康教室の開催 ・医療施設整備、運営助成 ・感染症などの相談、検査の充実

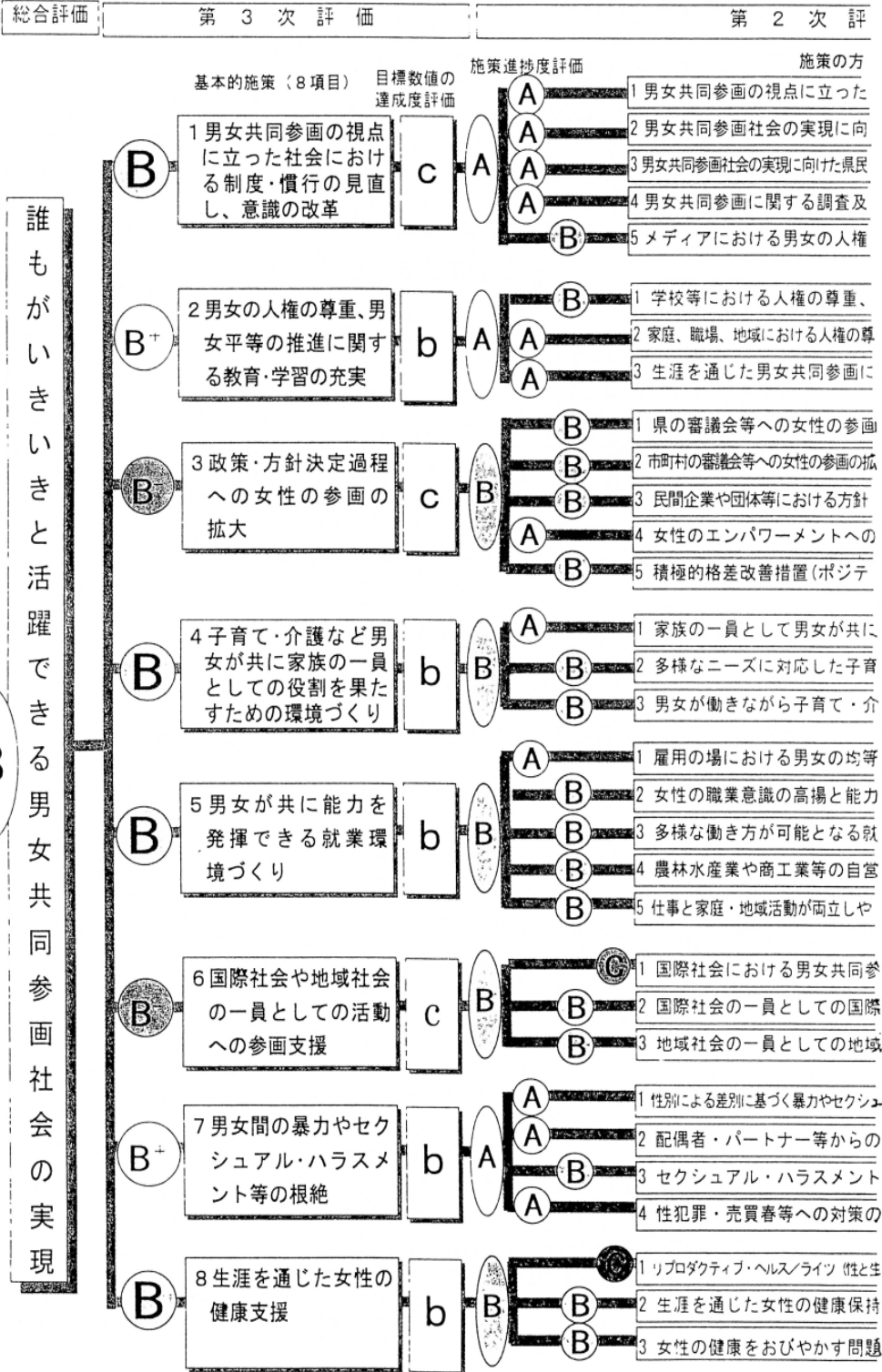
総合評価	B (B)
------	----------

\*下段( )書は、前年度の評価結果

【評価結果の見方】

- A 取組の成果あり
  - B<sup>+</sup> ある程度の成果は認められる
  - B ある程度の成果は認められるが十分でない
  - B<sup>-</sup> ある程度の成果は認められるが、一層の取組が必要
  - C 今後、積極的な取組が必要
- 注) 前年度は、A、B、Cの3段階評価

平成16年度男女共同参





## 画施策の評価結果(全体図)

価	第1次評価	事業評価
向(31項目)	具体的施策(137項目)	個別事業(本数)
社会の制度や慣行の見直し促進	県や市町村における男女共同参画の視点に立った施策・事業・軒符続きの見直しなど5項目	14
けた県民意識の改革	県の男女共同参画に対する苦情・相談体制の充実・強化など6項目	13
の理解を深めるための広報・啓発活動の充実	あらゆる媒体を活用した県の広報・啓発の拡充など3項目	7
び情報の収集、提供	男女共同参画に関する調査・研究の推進など2項目	5
を尊重した自主的取組の促進	国の広報ガイドラインに基づくメディアの自主的取組への働きかけなど5項目	5
男女平等を推進する教育の充実	男女平等を推進する学校教育の充実・強化など7項目	13
重、男女平等を推進する教育・学習の充実	男女平等を推進する家庭教育の充実の支援など4項目	8
関する学習機会の提供	男女共同参画に関する生涯学習推進体制の充実など5項目	11
の拡大と管理職への女性登用の促進	県の審議会等への女性の登用の拡大など4項目	8
大と管理職への女性登用の促進への働きかけ	市町村の各種審議会等への女性の登用の促進など3項目	6
決定過程への女性の参画の拡大への支援	企業等への女性管理職の登用促進のための働きかけなど4項目	8
支援	地域における女性リーダーの養成への支援など4項目	6
イブ・アクション)の普及	市町村・企業・団体等におけるポジティブ・アクションの理解促進など2項目	6
担う子育て・介護・家事の推進	子育て・介護についての固定観念や慣行の是正など4項目	21
て・介護の社会支援システムの充実	地域における子育て・介護の支援拠点の整備促進など11項目	79
護・家事ができるための環境整備	仕事と家庭との両立についての地域や職場の理解の促進など8項目	19
な雇用機会と待遇の確保の促進	男女雇用機会均等法に対する企業の理解促進など2項目	2
発揮への支援	男女平等の視点に立った職業観や就業意識の高揚など5項目	6
業環境の整備	パートタイム労働法、労働者派遣法等への理解促進など4項目	6
業に従事する女性の経営参画の促進	農林水産業従事者の技術・経営管理能力の向上促進など5項目	6
すい職場環境等の環境づくりの促進	事業主等への仕事と家庭の両立に対する理解の促進など8項目	27
画の取組に対する理解の促進	男女共同参画先進国の男女共同参画に関する情報の収集・提供	1
協力の推進	交流による海外との連帯の強化など3項目	5
舌動への参画の促進	様々な地域活動への参画支援など5項目	7
アル・ハラスメント等を許さない社会意識の醸成	あらゆる場における人権尊重を徹底するための教育・学習機会の充実など3項目	8
暴力防止対策の推進	配偶者・パートナーからの暴力に関する知識の普及など7項目	13
防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントに関する知識の普及など3項目	7
推進	青少年に対する啓発活動の推進など4項目	9
殖に関する健康と権利についての知識の普及	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の普及など2項目	4
増進対策の推進	安心・安全な妊娠・出産のための支援など5項目	10
についての対策の推進	HIV感染症/エイズ等性感染症予防対策の推進など3項目	7